

第五十一回 参議院文教委員会會議錄第三号

昭和四十一年二月十五日(火曜日)
午前十時四十三分開会

委員の異動

十二月二十七日
中上川アキ君 補欠選任
鈴木 万平君

十二月二十八日
鈴木 万平君 補欠選任
中上川アキ君

一月十八日
鈴木 万平君 補欠選任
中上川アキ君

一月二十四日
北畠 教真君 補欠選任
大谷 賛雄君

一月二十四日
大谷 賛雄君 補欠選任
北畠 教真君

委員長の異動

一月二十八日山下春江君委員長辭任につき、その補欠として二木謙吾君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長 二木 謙吾君
理事 久保 勘一君
千葉千代世君
松永 忠二君

委員 楠 正俊君
近藤 鶴代君
玉置 和郎君
内藤三郎君
中上川アキ君
山下 春江君

國務大臣

文部 大臣 中村 梅吉君

政府委員 文部 政務次官 中野 文門君
文部 大臣官房長 安嶋 彌君
文部 大臣官房会 計課長 岩間英太郎君

事務局 員 常任委員会専門 員 渡辺 猛君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件
○教育、文化及び學術に関する調査 (昭和四十一年度文部省の施策及び予算に関する件)

○委員長(二木謙吾君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

一言ごあいさつを申し上げます。
私、不肖の身をもちまして、皆さま方の御懇情また御推挽によりまして委員長に就任することになりました。もとより浅学非才、未熟な者でございますが、皆さま方の御指導なり御支援、御協力によりまして責務を全ういたしたい、かように考えておるものでございます。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。(拍手)

前委員長山下春江君より発言を求められております。山下春江君。

○山下春江君 たいへん機を逸しまして、おそくなりまして恐縮でございますが、私、委員長在任中は、与野党とも非常な御協力をいただきました。ま方の熱意あふれる僻地の問題等も政府の御協力を得まして予算化することができました。ひとえに与野党の皆さま方の御好意ある御支持、御支援があったたものと存じます。全く非才な私でありましても、委員長在任中はほんとうに気持ちよく愉快な一年を過ごさしていただきました。たいへんおそくなりまして恐縮でございますが、厚く御礼申し上げます。(拍手)

○委員長(二木謙吾君) 理事の補欠互選についておほかりをいたします。
去る一月十八日、理事北畠教真君が委員を辭任され、これに伴い理事に欠員が生じたので、その補欠互選を行ないたいと存じます。

互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(二木謙吾君) 御異議ないと認め、理事に北畠教真君を指名いたします。

○委員長(二木謙吾君) 教育、文化及び學術に関する調査中、昭和四十一年度の文部省の施策及び予算に関する件を議題にいたします。

まず、文部大臣の説明を求めます。中村文部大臣。

○國務大臣(中村梅吉君) 委員長はじめ委員の各位にどうぞよろしくお願い申し上げます。たいへんごやっかいになります。

第五十一回会において、文教各般の問題について、これから御審議をいただくにあたり、文教行政に関する所信の一端をこの際申し述べたいと存じます。

国家、民族の興隆のために教育が最も重要な要素であることは申すまでもございません。したがって、発展途上の国はもとより、高度の発達を遂げている先進国におきましても、非常な熱意をもって教育の改善充実が行なわれております。これは御承知のとおりであります。わが国においても、二十一世紀に連なる新しい世代が、日々成長しつつあることを考えますときに、広く未来を展望し、輝かしい理想を求めて、教育の振興に努めなければならぬものと考えます。もっとも、文教の施策は、長期的な視野に立って着実に推進すべきものでありますから、ことさらに新しきを求めず、従来の施策をじみちに発展させつつ、国民の期待と要望にこたえたいと存じます。

第一に、教育の振興と普及の問題に触れてみたいと思ひます。教育の問題は、学校教育と社会教育の問題に分かれますが、義務教育及び後期中等教育に關しましては、小・中学校の教育課程の充実改善に重点を置きますとともに、教育の格差は正に意を注いでまいりたいと思ひます。そのため、道徳教育、理科教育、産業教育の充実、体育の振興、学校給食の普及充実を行ない、知育、徳育、体育の調和をとつつ、健全な青少年の育成を期してまいるとともに、僻地教育の振興、特殊教育の振興、勤労青少年教育の充実等に努力してまいりたいと存じます。後期中等教育の拡充整備につきましても、すべての青少年に、能力、進路に應じた教育の機会を与え、また、社会的要請にもこたえる目的のもとに、目下、中央教育審議会の審議検討を願っておりますが、その答申をまづ具体化につとめたいと存じております。また、幼児教育についても、家庭教育と並んでその充実発展につとめたいと考えております。

高等教育に關しましては、大学志願者が急増しているという客觀的事實の中で、社会的需要の趨勢と大学教育の質の向上を念頭に置いて、地方大学の充実と力点を置きつつ、その質量両面にわたる充実をはかるべきものと考えております。なお、育英奨學の充実にも一そう意を用いる所存であります。また、私立学校が特に高等教育の領域において占める重要性にもかんがみまして、私学振興方策を確立するため、臨時私立学校振興方策調査会において調査審議をわづらわしておりますことは、御承知のとおりでございます。

社会教育については、青少年教育の充実、スポーツの普及、家庭教育、婦人教育の振興が重要なことと存じます。また、青少年向け優良映画の製作の奨励普及や留守家庭の児童の健全化対策にも努力したいと考えております。なお、教育問題全般を通じて、施設設備の充実並びに教職員または指導者の資質の向上、教の充実及びその待遇の改善につきましては特に留意するつもりでございます。

第二に、學術の振興について申し上げます。最近における科学技術の進歩は、まことに目ざましいものがあり、その成果いかんが国家社会の発展にきわめて大きな影響を持つことにかんがみまして、大学及び研究所の整備充実をはかりますとともに、重要基礎研究の推進等、學術の振興に格段の努力をいたしたいと考えております。

第三に、文化の振興と普及について申し上げます。教育、學術と並んで文化の振興と普及をはかることは文教施策の要点であります。文化行政は、歴史と伝統を尊重しつつ、その創造を援助し、さらにその普及をはかることが本来の仕事であると存じます。この面では、従前に引き続き、すぐれた文化財を保存、活用いたしますとともに、文化の振興と普及をはかり、特にその国際的交流に努力し、国民の資質の向上につとめ、かつ、国際親善のために貢献したいと思ひます。文部省といたしましては、文化局を設け、また特殊法人国立劇場を新設することになりましたのも、

このような趣旨に基づくものでございます。最後に、申すまでもないことでありますが、文教施策の推進は、ひとり文教行政当局だけでよくなし得るものではないと思ひます。国民全體の理解と協力にまづところがかんがめて大きいものと考えます。したがって、文教委員の皆さま方の一そうの御協力を賜わりたいと思ひ次第でございます。

次に、引き続きましてお許しをいただいて、昭和四十一年度文部省所管の予算案につきましてその概要を御説明申し上げます。

まず、文部省所管の一般会計予算額は五千八百七億六千七百八十八万八千円、国立学校特別会計の予算額は千九百五十三億六千四百三十八万九千円でありまして、その純計は五千四百二十六億五千七百七十八万六千円と相なっております。この純計額を前年度当初予算と比較いたしますと、およそ六百二十六億円の増額となり、その増加率は一三・五％になるわけでありまして、義務教育費国庫負担金の給与費を除いた一般会計予算額の増加率は一七・五％となっております。

以下、昭和四十一年度の予算案におきまして、特に重点として取り上げました施策について御説明申し上げます。

まず第一は、初等中等教育の改善充実であります。初等中等教育の改善充実につきましては、かねてから努力を重ねてまいりましたところでありまして、来年度は特に思えない境遇にある児童生徒の教育対策に留意し、僻地教育及び特殊教育の振興、要保護・準要保護児童生徒の就学援助につとめ、また、引き続き教科書の無償給与を推進し、学校給食の普及充実を進め、また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数を改善し、施設設備を整備する等の施策を進めることとした次第であります。そのうち、僻地教育の振興につきましては、まず、小規模学校の教員の充実とその待遇の改善を行ない、教員宿舎を整備する等、僻地勤務教員の優遇措置について配慮いたし

ますとともに、僻地の教育環境の改善のため、引き続き、各種の施設、設備の充実をはかりましたほか、学校ふる、ジープの設置、薬剤師の派遣、高度僻地学校の児童生徒に対するパン、ミルク給食の全額補助等の新しい試みを加えて、総合的、かつ重点的に施策を推進することとしたわけでありました。

次に、特殊教育につきましては、養護学校及び特殊学級の計画的な普及と就学奨励費の内容の改善のため必要な経費を増額いたしますとともに、社会生活への適応性を一そう助長するため、職業教育の充実をはかり、また、教育効果の向上に資するため新たに視聴覚教材の利用、研究指定校の設置等を行なうこととしたしております。

次に、要保護・準要保護児童生徒の就学援助につきましては、学用品の単価の級地差の解消をはじめ、それぞれの品目について補助単価の改訂を行なうこととしたしております。

次に、父兄負担の軽減をはかる趣旨から、小規模小学校の教材の充実を含めて教材費の増額をはかりますとともに、国、公、私立学校を通じて、中学校及び特殊教育諸学校の中学部の第一年までの児童、生徒に対して教科書の無償給与の措置を拡大することとした次第であります。

次に、学級編制及び教職員定数の充足につきましては、学級編制の基準を、原則として小・中学校いづれも最高四十七人に改めますとともに、単級、四・五学年複式学級への教職員定数の増、特殊学級の増設、充て指導主事の充実等のための増員をはかり、また、給与の改善につきましては、多学年学級担当手当、旅費の増額等を行なうこととしたいたしました。なお、教職員に關係のある事項にいたしましては、その勤務の実態等に関する調査に必要な経費を計上いたしまして、四十一年度

にその実態調査を行なうと思ひます。次に、公立文教施設につきましては、引き続き既定計画の線に沿ってその整備を進めてまいりたいと思ひます。公立文教施設整備費二百五十億円を計上いたしておる次第であります。そのうち

ち、木造建物を中心とする建築単価の引き上げ及び構造比率の改善は、地方団体の超過負担の解消という観点から特に配慮を加えた点でございます。また、屋内運動場につきましては基準の改訂を行ないまして、体育の円滑な実施に支障のないように配慮を進めてまいりたいと思ひます。

このほか、前年度に引き続き、教育課程の改善、道徳教育及び生徒指導の充実並びに教職員の研修及び研究活動の推進に必要な諸経費を計上いたしております。また、幼児教育の重要性にかんがみまして、父兄の要望にこたえて、引き続き幼稚園の普及整備のために必要な助成を前進いたしますとともに、所要の教員を確保するため、公、私立大学及び短期大学の教員養成課程に対する設備の補助を行なうこととしたしております。

第二は、大学教育の拡充であります。国立学校特別会計予算につきましては、前年度の当初予算額と比較して二百七十八億円の増額を行ない、約千九百五十四億円を計上いたしました。その歳入予定額は、一般会計からの繰り入れ千六百二十五億円、借入れ金二十億円、付属病院収入二百二十億円、授業料及び検定料五十二億円、学校財産処分収入二十二億円、その他雑収入二十三億円でありまして、歳出予定額の内訳は、国立学校運営費千五百二十二億円、施設整備費四百二十億円などとなっております。

国立大学の拡充整備につきましては、まず、大学入学者志願者の急激な増加を予想いたしまして、大学及び短期大学の入学定員の増加をはかり、後述の小学校教員養成課程の増募三百八十人を別に、なお四千五百九十二人の増募を行なうこととした次第であります。このため、大学について一大学の創設、公立一農科大学の国立移管を含む二大学の開設、四文理学部改組、二十五学科の新設及び二十四学科の拡充を行ない、短期大学について六学科の新設することいたしました。また、教員養成学部の整備につきましては、教育職員養成審議会の建議に基づき、その教員組織の整備を行ないますとともに、養護教諭養成所及び

養護学校教員養成課程、幼稚園教員養成課程等の新設、一部小学校教員養成課程の学生増募など、当面必要な教員の養成に力を注ぐことにいたしてあります。このほか、中堅技術者の育成のため十二の工業高等専門学校に学科を新設する予定であります。

次に、教官当たり積算校費、学生当たり積算校費、設備費等、各大学共通の基準的経費につきましても、引き続きその増額をはかっておりますが、とりわけ設備の充実に留意し、指定図書購入費、理工系学部設備費、工学部第二部設備費等の新規の予算を計上いたしております。また、新制大学における大学院修士課程の拡充、付属病院、付属研究所の整備につきましても特段の配慮をいたしております。

次に、施設の整備につきましては、財政投融資資金及び不用品の処分収入を財源の一部に含めて予算額を大幅に増額いたし、一段とその整備の促進をはかることといたしておりますが、なお、施設整備の円滑な実施をはかるため、後年度分について百八十八億円の国庫債務負担行為を行なうことができるようにいたしております。

次に、育英奨学につきましては、大学院奨学生及び教育特別奨学生の増員を中心として引き続き事業の拡充につとめ、また、日本育英会につきましても奨学金の返還業務の促進等に要する経費を補助する等により、全体で約十六億円を増額いたしております。

第三は、私学振興の拡大であります。私立学校の振興は、今後の文教政策の重要な課題であり、その基本的な助成方策につきましても、なお慎重に検討中ですが、現下の状況等にかんがみまして、明年度の予算案におきましても特に重点として取り上げたことの一つであります。まず、私立学校振興会に対する政府出資金及び財政投融資資金からの融資につきましては、合わせて二百二億円といたしまして、大抵前年度の二倍に拡大し、私学全般の施設の改善充実等に充てることといたしました。また、私立大学等理科特別助成費

及び私立大学研究設備助成費につきましても、合わせて三十七億円を計上し、その他、私立学校教職員共済組合に対する補助金の増額、私立大学幼稚園教員養成課程に対する設備費の補助の新設等の施策を講じております。

第四は、学術研究及び科学技術教育の振興について申し上げます。わが国の学問及び科学技術の水準を高め、ひいては国民生活の向上に寄与いたしますため、学術研究及び科学技術教育の振興につきましても、引き続き努力を続けておるところであります。明年度の予算につきましては、まず、学術研究について、科学研究費の拡充を行ない、特にガン特別研究費を別項目として、その増額をはかっておりますほか、引き続き研究所の新設、整備を行ない、また、ロケット観測、南極地域観測及び巨大加速器の基礎研究等につきましても、それぞれ目的に応じて必要な経費を計上いたしました。なお、在外研究員の派遣のための経費は、一般会計から国立学校特別会計に組みかえて増額計上いたしております。

次に、初等中等教育の分野におきましては、理科教育設備及び産業教育の施設設備の充実につきまして、あらためて、新基準による計画的な改善充実を行なうことといたしましたほか、引き続き自営者養成のための農業高等学校の整備をはかり、また、新たに高等学校の衛生看護科教育に対し設備費の補助を行なうことといたしております。

第五は、青少年の健全育成であります。青少年の教育問題は、近時ますますその重要性を加えており、これに対処するためには、学校教育及び社会教育の両面にわたって深く意を用いるべきところであると存じます。まず、家庭教育、婦人教育につきましても、引き続き家庭教育学級、婦人学級等の充実発展をはかってまいりますとともに、家庭の環境に恵まれない留守家庭の児童に対する対策として、新たに、留守家庭児童会の育成事業のための補助を行なうことといたしたわけであり、また、勤労青少年の教育のため、学校教育

の面におきましては引き続き新基準により定時制高等学校の設備の充実につとめましますとともに、通信教育用学習書の給与につきましてもその対象となる生徒の範囲を拡大し、また、夜間定時制高等学校に続きまして、夜食費補助及び運動場照明施設整備費補助等を増額計上いたしております。

次に、社会教育の面におきましては、勤労青少年に宿泊による研修、訓練の場を与えるために、国立第五青年の家を新設いたしますとともに、公立青年の家につきましても、弾力的にその整備を進めることといたしております。さらに、青年学級及び勤労青年学校の内容の充実、新就職者の研修の実施のほか、新たに青年教室の委嘱も行なうことといたしました。また、青少年の団体活動を一そう促進するため、青少年団体等の育成もはかりたいと考えております。このほか、青少年に対する映画の影響力にかんがみ、積極的に優良映画の普及をはかることといたし、また、社会教育の施設につきましても、公民館、図書館、博物館等の施設、設備の整備を一そう推進いたしますとともに、引き続き適切な指導者の養成に意を用いてまいりたいと思っております。

次に、スポーツの普及につきましては、広く青少年一般にスポーツを普及奨励し、その体力の向上をはかってまいりますため、水泳プール、体育館、運動場及び公立高等学校の柔剣道場等の整備を促進し、また、スポーツテストの普及、スポーツ教室等の実施、スポーツ団体・行事の助成、指導者養成等について引き続き必要な経費を計上いたしております。このほか、国立登山センター及びオリンピック記念青少年センターについて建物

の整備を行ない、明年行なわれる予定のユニバーシアード東京大会についてその準備をすめ、さらに、都市の勤労青少年のスポーツ施設の不足を補なうために学校体育施設の開放を行なうなど、それぞれ必要な予算を新たに計上いたしております。

次に、学校給食の普及充実につきましては、完全給食の実施を目的として、引き続き単独校及び共同調理場の給食施設、設備の充実をはかり、また、栄養職員の設置を共同調理場のみならず単独校にも広げる等の施策を行なっております。また、小麦粉につきましても、従来のとおり補助を継続することといたしましては、ミル給食につきましても、国内産牛乳の使用をさらに増加することとして所要の補助金を計上いたしております。なお、前述いたしました高度僻地学校児童生徒のパン、ミルク給食費補助のほか、高度の僻地及び産炭地の財政力の弱い市町村に対しましては、引き続き予算措置について特別の配慮を加えることといたしております。

第六は、芸術文化の振興であります。すぐれた芸術を広く国民に普及し、また、わが国の伝統的な文化財を保存するためには、国民生活の向上の上からもきわめて必要なこととあります。まず、国立近代美術館につきましても、その移転整備を行なうために必要な予算を計上し、また、芸術団体に対する助成のほか、歌舞伎、文楽等のすぐれたわが国の伝統芸術の保存とその振興をはかるため国立劇場の設立を行ない、さらに国立博物館の整備を進めることといたしております。

次に、文化財保護事業につきましては、文化財の修理、防災施設の整備等を一そう充実いたしますとともに、最近、国土開発の急速な進展に伴ってその必要性を痛感されております史跡、埋蔵文化財等の保護につきましても特段の配慮を加えております。また、平城宮跡の買い上げ及び発掘調査、無形文化財の保存活用等につきましても、引き続き必要な予算を計上いたしました。

第七は、教育、学術、文化の国際交流の推進であります。まず、外国人留学生教育につきましても、国費外国人留学生の人員を増加いたしますとともに、その受け入れ体制の強化をはかり、また、国際学術文化の交流を促進するため、引き続き教授、研究者の交流を推進いたしますとともに、教育、学術、文化、スポーツ等、各種の国際会議への積極的な参加を行なうことといたしまし

た。なお、最近、特にアジア、アフリカ諸国に対する教育協力の要請が高まっております。また、新に教育指導者の招致、教育指導者の研修コースの開設、理科設備の供与及び指導者の派遣等を行なうため新しい試みとしての経費を計上いたしております。さらに、ユネスコ国際協力につきましましては、発足二十周年を迎えて、国際理解促進のための特別事業の実施、国際大学院コースの継続等、一段とその事業の推進をはかることとした次第であります。

以上のほか、文部省の機構につきましましては、調査局を廃止し、新たに文化行政の一体的推進のため文化局を設置することとしたわけでありま。その他、沖縄の教育に対する協力援助費につきましましては、これを画期的に拡充し、別途総理府所管として計上いたしております。

以上、文部省所管予算案につきましまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。

○委員長(二木謙吾君) 次に、会計課長の補足説明を求めます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(二木謙吾君) 速記をつけて。

岩間会計課長。

○政府委員(岩間英太郎君) お手元にお配りしてございす事項別表に従ひまして大臣の説明を補足して御説明申し上げます。

まず、初等・中等教育の改善充実でございますが、その第一は、僻地教育の振興でございます。大臣から御説明いたしましたように、比較的きめのこまかい改善をはかっております。すなわち、多学年学級担当手当の大幅な増額、単級、四、五学年複式学級の教員定数の増員をはかっております。ほか、設備につきましましては、新たにジープ五台を加えましてスクールバス、ポート四台、シート式磁気録音機二百六十六台の増加をはかっております。また、寄宿舎居住費につきましましては、冬期等、季節的に開かれる寄宿舎を対象に加え、教員宿舎の建築につきましましては戸数を増加し、また、

僻地の健康増進のため、新たに百校分の学校ぶろを設置するとともに、二千校に薬剤師を派遣することにしたしております。さらに、三級地以上の高度の僻地に所在する学校の十四万人の児童生徒に對し、パン、ミルクの給食を全員に供与するため、国が市町村にパン及びミルクの給食費の全額補助を行なうこととしたいたしました。このよう全額補助の制度は、文部省としては初めてのことでございます。その他、高校寄宿舎の建築、僻地集合室等の新増築につきましても補助金の増額をはかっております。

次は、特殊教育の振興でございます。まず、既定計画に従ひまして、養護学校十六校及び特殊学級一千学級の増設をはかっております。また、新たに重複障害児のための設備を補助することとし、また、特殊教育諸学校を卒業した者ができる限り順調に社会生活に溶け込むことができま。さらに、職業教育の設備に対する補助を大幅に増額いたしました。さらに、就学援助費につきましましては、その内容の充実をはかるとともに、新たに高等部専攻科の寄宿舎居住費をその対象に加えております。その他、新しい試みといたしましては、視聴覚教材の製作、研究指定校の設置等を行なうこととしたしております。

次は、就学援助の強化であります。まず、要保護、準要保護児童生徒の就学援助につきましましては、その対象はそれぞれ全児童生徒の三%及び七%と変わりますが、児童生徒数の減少等により若干金額の下回っているものもございす。しかし、内容につきましましては、学用品費の級地差撤廃、修学旅行費の単級増などの改善が行なわれております。また、夜間の定時制高校の就学援助につきましましては、引き続き給食施設の整備と夜食費の単級の引き上げを行なっております。

次は、父兄負担の軽減の關係でございます。まず、教材費につきましましては、一〇%の単級の引き上げを行ないました。また、小学校の小規模学校について単級の補正増をいたしております。また、高等学校の視聴覚教材の整備につきましましては一千

万円を増額いたしております。

次に、教科書無償につきましましては、約三十一億円の増の九十一億円を計上いたしております。これは、昭和四十一年度の小学校一年から六年までの児童の後期用及び転学用の教科書と昭和四十二年度の小学校一年から中学校一年までの児童生徒の前期用教科書の清算分を除いた購入費並びに教科書購入価格の昭和四十一年度分からの引き上げに必要な経費などでありま。

次の教職員の研修の充実につきましましては特に御説明することはありません。

次は、学級規模の適正化と教職員の充足の推進でございます。来年度は約五十七万人の児童生徒数の減少が見込まれておりますので、学級編制の基準を最高四十七人に引き下げる等、標準法の実施のための増員を見込みましても、なおかつ、三千五百五十一人の減が見込まれるのであります。反面、特殊学級一千学級の増設に伴う千三百二十六人の教員増、養護教諭及び事務職員千三百八十九人の増、充て指導主事二百人の増、単級、四、五学年複式学級の定員増その他の六百十六人の増員を差し引いて計算いたしますと、全体で二十人の減となるわけであります。また、給与の改善につきましましては、給与改訂、昇給のほか、旅費の単価を一般県千円、政令県二百円引き上げますとともに、多学年学級担当手当を五〇%引き上げております。

次の教育課程及び教科書の改善につきましましては、教育課程研究指定校、教科書内容の研究推進校の指定、教師用指導書の内容改善等について予算の増額を行ないました。また、道徳教育及び生徒指導の推進につきましましては、おむね前年度の方針に基づいて予算を計上いたしております。生徒指導につきましましては、府県の講習会の開催に必要な経費を新たに計上いたしました。

次は、幼稚園教育の推進であります。引き続き計画的に幼稚園の新増設をはかるため、百二十園の新設と七十六学級の学級増に必要な施設設備費の補助を行なうこととしたいたしました。公、

私立の幼稚園教員養成課程の設備費に対する補助を行ない、あわせて教員養成の充実をはかることとしたいたしました。

次は、公立文教施設の整備でございます。来年度は第二次五年計画の第三年次目に当たるわけでございますので、基本的には既定計画に従って整備が進められるわけでありま。改善を加えたおもな点を申し上げます。まず、事業量について平均一〇%の改善を行ない、また、建築単価について鉄筋四、一%、鉄骨四、五%、木造一〇%の引き上げを行ない、構造比率についても平均五%の改善を行なう。地方団体の超過負担の解消に資することとしたしております。なお、屋内運動場につきましましては、従来の児童生徒数単位から学級数単位に基準を改め、平均四〇%程度の事業量の拡大をはかることとしたしております。

次の教育研究団体の助成等はほぼ前年どおりであります。その次の教職員の勤務に関する実態調査及び公立学校の勤務時間外における管理状況等の実態調査は、従来から懸案のものを実施するものであります。

第二は、国立学校の拡充整備であります。まず、国立学校につきましましては、特別会計制度が設けられておりますが、その歳入予算の内訳はただいま大臣からお話のあったとおりでございます。付属病院収入の伸びを実態に合せて縮小したこと、入学検定料を引き上げたこと、授業料は据え置きとしたことなどが目立った点でございます。

次に、歳出につきましましては、学生当たり積算校費について大学二〇%、その他一〇%の増額を行ない、教員当たり積算校費につきましましては一〇%の増額をはかっております。

次に、学生入学定員の増加は、大学で四千二百七十二人、短大で三百二十人、合計四千五百九十二人でありま。このほか、養護教諭養成所の新設により百二十人、社会増の多い地域の大学の小学校教員養成課程の増員が三百八十人ございす。具体的な内容としたしましては、北見工業

大学の創設、神戸農科大学の移管による農学部の新設、長崎大学工学部の新設、信州、島根、山口、佐賀の各大学の文理学部の改組及び二十五学科の新設、二十四学科の拡充改組、千百八十七人の学生増募、夜間の六短大の学科新設等があります。

次に、大学院につきましては、引き続き理学、工学、農学の分野につきましては修士課程を設けま

すとともに、新たに経済学、外国語学、教員養成等の分野で充実された学部を選んで修士課程を設けております。

次に、大学付属病院につきましては、引き続き十四診療科の新設、五百五十二ベッドの増設のほか、診療要員の不足を補うため五十二人の助手の充実ははかっております。また、付置研究所につ

きましては、医科歯科大学に医用器械研究所を、大阪大学に社会経済研究所を新設いたしましたほか、宇宙科学、原子力、防災科学、海洋研究等の推進のため研究所の整備充実をはかっておりま

す。なお、この中には科学衛星の試作のための経費を含めてロケット観測経費について二十七億

円、海洋研究のための研究船建造費の二年次分として約六億五千万円、高エネルギー原子核研究のための巨大加速器の基礎研究費三億円が含まれることになっております。その他、中堅技術者の養成のため、三十七年度設置された工業高等専門学校につきましては、十二学科を増設いたして

おります。

しましたほか、新たに公立大学の研究設備に對し

まして三千万円の補助を行なうことといたしま

した。

次は、育英奨学事業の拡充でございます。育英

会への貸し付け金は約九十六億五千万円であり

ますが、このほか返還金からの充当が三十三億七

千万円ほど見込まれますので、事業量の総額は約百

三十五億円となるわけでございます。その内容に

ついて備考に内訳がございまして、特に重点を置

きました点は、一般貸与につきましては大学院修

士課程の奨学生の増員、特別貸与につきまして

は、一般の特別奨学生のほか、特に教育特別奨

学生の採用を大幅に引き上げたことであります。な

お、日本育英会及び学徒援護会に對しましては、

引き続き給与改訂、事務能率の向上等をはかるた

め補助金を増額いたしております。また、能力開

発研究所に對しましては、前年同額の調査研究費

と新たに建物の建設のための経費を補助すること

にいたしております。

次は、私学振興の拡大であります。まず、私立

学校振興会に對する政府出資金は二億円増の十二

億円でありますが、このほか、財政投融資資金か

らの融資が九十億円の増の百九十億円、自己調達資

金は四十億円見込まれており、貸し付け資金の総

額は二百四十二億円となっております。これに

よって明年度予定されております約二万六千三百

人の学生の増募に伴う施設の拡充及び既設大学等

の施設整備などにも遺憾なきを期しております。

次に、私立大学等理科特別助成及び私立大学研

究設備助成につきましては、合計約六億円を増額

し、理科設備及び研究設備の充実をはかることと

いたしました。

次の私立学校教職員共済組合補助につきましては

は、長期給付に要する費用について従来は百分の

十五に相当する額を補助いたしておりましたもの

を百分の十六に引き上げております。

次に、本年度建物の補助をしております私立学

校教育研修センターに對しましては、新たに研究

事業及び理科設備に對する補助を行なうことに

いたしております。

たしました。また、幼稚園教員の確保とその質的

向上をはかるため、新たに私立の大学及び短期大

学の幼稚園教員養成課程の設備の充実に必要な補

助金を計上いたしました。なお、臨時私立学校振

興方策調査会につきましても、引き続きその運営

に必要な経費を計上いたしております。

次は、学術研究及び科学技術教育の振興であり

ます。まず、日本学術振興会に對する管理費及び

日米科学協力研究事業費の補助につきましては、

事業の円滑な実施に資するための管理費の補助を

増額いたしましたほかは前年どおりであります。

次に、科学研究費の拡充につきましては、ガン

特別研究費を別に項目を立てて二二%増額いたし

ましたほか、科学研究費及び科学試験研究費を一

〇%、研究成果刊行費を一九%増額してござい

ます。

次は、重要基礎研究の推進であります。先ほ

ど御説明いたしました大学付置研究所の新設及び

整備のほかに、国立教育研究所について新たに二

室の拡充を行ない、また、建物を増築することに

いたしております。また、ロケット観測及び巨大

加速器の基礎研究につきましては、先ほど御説明

いたしましたとおりでございますが、南極地域観測事

業につきましては、第八次南極地域観測のための

諸経費約六億円を計上いたしております。なお、

在外研究員派遣のための経費は、二十八分を増額

して国立学校特別会計へ組みかえております。

次は、理科教育、産業教育の充実であります。

まず、理科教育設備費の補助につきましては、あ

らためて理科教育審議会の答申を得て設備基準を

改訂し、年次計画により整備するため初年度分と

して約十一億五千万円を計上いたしました。

次に、産業教育関係の施設設備の負担金及び補

助金は、金銭的には前年度と大差はございません

が、内容的にはかなりの変更がございまして、すな

わち、中堅技術者の増員計画及び農業近代化の促

進計画がいづれも終了いたしました関係で、新設

学科施設設備費及び高等学校農業近代化促進費補

助金が大幅に減少し、その反面、新しい基準に基

づいて施設設備を計画的に充実するため一般設備

費について五億円増の二十三億円を計上し、また、

一般施設について約十億円増の十五億円を計上

いたしております。さらに、農業自営者の養成につ

きましては、府県の希望を勘案して、従来のA類

型を七校から四校にいたしましたとともに、新たに

B類型三校を補助対象に加えました。なお、中学

校の技術、家庭科の設備に對する補助を年次計画

により引き続き増額計上いたしております。また、

家庭科の設備につきましては、五百万円を増

額して別途計上いたしました。

次は、青少年の健全育成であります。まず、家

庭教育の振興につきましては、新たにいわゆる

「かぎっ子」対策の一環として三百カ所の留守家庭

児童会を設けることとし、これに對する補助金を

計上いたしました。また、家庭教育学級につきま

しては、学級数を一万学級に増加いたしてござい

ます。さらに、婦人教育の振興につきましては、婦

人学級委嘱の単価を引き上げる等、引き続き内容

の改善につとめております。

次は、勤労青少年教育の推進充実でございます

が、まず、定時制通信教育の振興につきまして

は、新しい基準により二千万円を増額して定時制

高校の設備の充実を行ない、また、夜間定時制高

校の運動場照明施設の補助対象を七十五校から八

十四校に引き上げ、給食施設を引き続き整備し、

夜食費の単価を引き上げておりますほか、通信教

育の振興のため、教科書、学習書の給与の範囲を

三年次二十八単位以上の修得者から二年次十八単

位以上の修得者にも拡大いたしました。

次に、社会教育関係につきましては、まず、青

年の家について、第五青年の家を広島県江田島に

新設するとともに、公立青年の家については新た

に中型青年の家二カ所のほか、都市の勤労青少年

のための青年教育センターを含め十三カ所の青年

の家の整備を行なうことといたしました。また、

引き続き青年学級、勤労青年学級の運営、新就職

者研修等について補助いたしますとともに、新た

に小規模の学習グループを育成するため青年教室

の委嘱を行なうこといたしました。さらに、青少年団体の育成につきましては、特に子供会等の少年団体の育成に力を入れております。

次に、青少年向け優良映画等の製作奨励及び普及につきましては、従来の教育映画、録音教材の配布、早期興行の実施のほか、新たにすぐれた教育映画の一般映画館上映に必要な経費を計上し、また、優良映画の製作を奨励するため最高一千万円の奨励金を交付することにいたしました。

次に、社会教育施設の整備につきましては、引き続き公民館、図書館、博物館、児童文化施設、同和地区集会所等の整備をはかっております。また、社会教育指導者の養成、社会教育団体の補助につきましても引き続き必要な経費を計上いたしました。

次は、スポーツの振興でございます。まず、スポーツ施設の整備につきましては、水泳プールの設置に対する補助を四百七十カ所から五百四十二カ所に拡充いたしましたほか、体育館、運動場、高等学校の柔剣道場等の整備を進めることによりあります。このほか、国立競技場の整備、国立登山センターの建物の新築、冬期オリンピック施設の調査費等についても必要な予算を計上いたしました。また、青少年を中心として広く国民の体力の向上をはかるため、スポーツテストを普及奨励いたしますほか、新たにモデルとなる学校の体育施設の開放を助成して、都市の勤労青少年の体力の向上に資することといたしました。

次に、青少年の組織的なスポーツ活動を普及奨励するため、まず、国民体育大会に対する補助と一千万円増額いたしましたほか、新たに教員養成大学の学生スポーツ大会に補助を行ない、全国青年大会の経費等を増額いたしております。また、国際スポーツ交歓等につきましては、日本とドイツ等の青少年の交歓に対する補助のほか、新たにアジア競技大会派遣費補助、ユニバーシアード東京大会のための補助及び体育指導者の海外派遣に必要な補助金を計上いたしました。スポーツ団体の助成につきましては、引き続き日本体育協会、

日本武道館等に対する助成を行なうことにいたしております。その他指導者の養成及びスポーツ教室等についても引き続き所要の措置を進めることとしております。なお、オリンピック記念青少年総合センターについては、青少年会館の新設費及び運営費等の補助のために必要な予算を計上いたしております。

次に、青少年の安全保健につきましては、安全会の掛け金を三十六円から五十八円に引き上げるために必要な経費を含めて日本学校安全会に対する補助金を増額し、また、引き続き教員の健康診断、学校環境衛生設備の整備に対する補助を継続いたしております。

次は、学校給食の普及充実でございます。まず、準要保護児童生徒に対する給食費の補助につきましても、単価の引上げのほか、引き続き僻地及び産炭地市町村に対する財政上の特別措置を行なっております。次に、給食施設設備につきましても、従来とく議論のありました施設の単価を大幅に改善し、また、共同調理場を百七十カ所増設することいたしましたほか、生乳殺菌設備の充実をはかり、僻地貧困市町村に対しても財政上の特別措置を続けております。

次に、学校栄養職員等の設置のための補助につきましても、新たに単独校にも栄養士を設置することとし、共同調理場分と合わせて三百二十人を増員することといたしました。その他、脱脂粉乳につきましても引き続き百グラム四円六十銭の補助を行ない、また、小麦粉の一円補助も継続することといたしております。なお、生乳の使用につきましても、これを七十万石から百万石に増加することとして必要な経費を農林省予算に計上しております。

次の同和教育の振興につきましては、かねて要望されておりました高等学校への就学を奨励いたしますための月額千五百円の二分の一の補助を開始いたしましたほか、集会所の設置や事業費の補助も増額いたしました。

次は、芸術文化の振興でございます。まず、近

代美術館の移転につきましては、本年度は調査費が認められておりますので、引き続き来年度は新築移転のための設計委託費等について三千万円を計上しております。また、芸術団体の助成は、日本近代文学館に対する建築費の補助一億円が減少いたしておりますので、全体の金額は減っておりますが、実質的には二十五百万円の増額となっております。

次に、国立劇場の設立につきましては、本年度工事の大部分を完成いたしましたので、十一月の開場を目指して建設工事の仕上げ及び内部設備のための経費を計上いたしますとともに、本年四月発足予定の特殊法人国立劇場に對しても、その運営費を補助することにいたしております。さらに、引き続き国立博物館等の整備を進めするための必要な予算を計上いたしました。

次は、文化財の保護でございます。まず、文化財の保存修理、防災施設の充実につきましては、引き続きこれらに必要な経費の増額をはかっておりますが、なかんずく史跡の買い上げと環境整備に重点を置いて合計約一億八千万円の補助金を計上いたしました。次に、平城宮跡の買い上げにつきましても買収計画の大部分を終了いたしましたので、来年度は予算が減少しましたが、引き続き買収を取り進めることとしております。また、発掘調査のほうは前年どおり一万七千五百坪を対象に調査を実施することといたしております。なお、無形文化財の保存活用につきましても、引き続き伝承者の養成、記録の作成、資料の買い上げ等を継続することといたしました。

次は、教育、学術、文化の国際交流の推進であります。まず、国費外国人留学生の招致につきましては、新規の受け入れ人員を二十人増員し、また、修士課程への留学を希望する者に対しましては、留学期間の延長を認めることといたしました。なお、日本国際教育協会に対する補助金のうちには関西留学生会館の建設のための経費が含まれております。

次に、国際学術文化交流の促進につきましても、新たにアジア・アフリカ諸国への教育協力を

取り上げ、そのうち五カ国から教育指導者を招致し、また、理科設備、視聴覚教材を供与するとともに理科教育の指導者を派遣してモデルスクールを開設することといたしております。このほか、引き続き教授、研究者の交流を行ない、国際会議等へ出席いたしましたため、必要な経費も計上いたしております。

次は、ユネスコ国際協力の推進であります。来年はユネスコ創立二十周年、わが国の加盟十五周年を迎えますので、ユネスコ関係団体に対する助成を強化し、引き続き国際会議の開催及び参加を行ない、また、国際大学院コースを継続いたしております。また、新たにユネスコの使命とわが国の役割について国民一般の理解を深めるための特別事業を推進し、また、アジア地域の教育発展への協力のため教育内容及び教育方法の改善に関する研修コースを開催することにいたしましたのであります。

最後は、文部省機構の整備でございますが、この点につきましては大臣から御説明申し上げましたとおりでございます。以上で補足説明を終わります。

○委員長(二本謙吾) 以上で文部大臣並びに政府委員の説明は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一 国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

大阪学芸大学養護教諭養成所	弘前大学養護教諭養成所
大阪府	青森県
大阪学芸大学	弘前大学

熊本大学養護教諭養成所	熊本県	熊本大学
-------------	-----	------

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

、へき地教育振興法の一部改正に関する請願
 (第六号)(第二二二号)(第二五一号)(第二九五号)
 (第三四五号)(第三六八号)(第三九五号)(第四八〇号)
 (第四八一号)(第四八二号)(第四八三号)(第四八四号)

二、学校警備員の設置に関する請願（第七号）
（第二五二号）（第三四六号）（第三六九号）（第
三九六号）（第四四七号）（第四四八号）（第四
八五号）（第四八六号）（第四八七号）

、義務教育費国庫負担法第二条改正に關する
諸願 第八号（第二五三号）（第三四七号）（第三四八号）（第三七〇号）（第三七一号）（第三九七号）（第四四九号）（第四五〇号）（第四五一号）（第四八八号）（第四八九号）（第四九〇号）（第四九一号）（第四九二号）

二、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に關する請願(第九号)(第二一三三号)(第二五四四号)(第二九六号)(第三四九九号)(第三七二二号)(第三八八号)(第三九九九号)(第四五二二号)(第四五三三号)(第四五四四号)(第四九三三号)(第四九四四号)

、幼稚園教員の給与国庫負担に關する請願
 (第一一〇号)(第二五六号)(第三五一号)(第三
 七五号)(第四〇一〇号)(第四五七号)(第四五八
 号)(第四五九号)(第四九九号)(第五〇〇号)
 (第五〇一〇号)(第五〇二号)

「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に關する請願（第一二二號）（第二五七號）（第三五二號）（第四〇二號）（第四〇三號）（第四六〇號）（第四六一號）（第五〇三號）（第五〇四號）（第五〇五號）（第五〇六號）（第五〇七號）

一、教職員の時間外勤務手当支給制度確立に関する諸願(第一三〇号)(第二五八号)(第四〇四号)(第四〇五号)(第五〇八号)(第五〇九号)
二、教職員の研修手当支給制度確立に関する諸願(第一四号)(第二五九号)(第三五三号)(第四〇六号)(第五一〇号)(第五一一号)(第五一二号)

一、高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員に関する請願(第一五号)(第二一四号)(第二六〇号)(第二九七号)(第三五四号)(第三七六号)(第四〇七号)(第四六二号)(第四六三号)(第四六四号)(第五一三号)(第五一四号)(第五一五号)

一、産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願(第一六号)(第一七号)(第二一五号)(第三五五号)(第三七七号)(第四〇八号)(第五一六号)(第五一七号)(第五一八号)

一、学校榮養士の設置に関する請願(第五四号)(第五五号)(第七二号)(第七三号)(第七四号)(第八四号)(第八五号)(第九八号)(第九九号)(第一〇〇号)(第一〇一号)(第一〇二号)(第一〇三号)(第一〇四号)(第一二三号)(第一二七号)(第一四一号)(第一四四号)(第一四五号)(第一四六号)(第一四七号)(第一六九号)

六号) (第三二四号) (第三三一号)
二、「としよりの日」を国民の祝日として休日にするこの請願(第一四三号)

二、茨城県を第二十五回国民体育大会開催地に指定するの請願(第一四八号)

一、学校関係建築物に対する避難器具設置に關する請願（第一七三號）

二、高知県中村市立鴨川小、中学校のへき地手当の正式一級地指定等に關する請願（第一九六號）

一、「視聽覺タイプラリー」並びに「高等学校視
聴覚教材」の整備費国庫補助に関する請願（第
二二七号）

、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の一部改正に関する請願（第二三七号）

一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願（第二六一号）

六二号)
一、公立学校における警備員設置の法制化促進に関する請願(第二七〇号)

- 一、同和教育推進に関する請願(第三五八号)
- 一、へき地教育振興法施行規則附則第二項の所定一級指定期限延長に関する請願(第三五九

一、「なぎなた」正課教材採択に関する諸願（第三七八号）（第三七九号）（第四〇九号）（第四一

○号(第四一—号)(第四二—号)(第四三—号)(第四四—号)(第四五—号)(第四六—号)(第四七—号)(第四八—号)(第四九—号)(第五〇—号)(第五一—号)(第五二—号)(第五三—号)(第五四—号)(第五五—号)(第五六—号)(第五七—号)(第五八—号)(第五九—号)(第六〇—号)(第六一—号)(第六二—号)(第六三—号)(第六四—号)(第六五—号)(第六六—号)(第六七—号)(第六八—号)(第六九—号)(第七〇—号)(第七一—号)(第七二—号)(第七三—号)(第七四—号)(第七五—号)(第七六—号)(第七七—号)(第七八—号)(第七九—号)(第八〇—号)(第八一—号)(第八二—号)(第八三—号)(第八四—号)(第八五—号)(第八六—号)(第八七—号)(第八八—号)(第八九—号)(第九〇—号)(第九一—号)(第九二—号)(第九三—号)(第九四—号)(第九五—号)(第九六—号)(第九七—号)(第九八—号)(第九九—号)(第一〇〇—号)

四二七号) (第四二八号) (第四二九号) (第四三〇号) (第四三一号) (第四三二号) (第四三三
号) (第四三四号) (第四三五号) (第四三六号)

(第四三七号)(第四三八号)(第四三九号)(第四四〇号)(第四四一号)(第四四二号)(第四四三号)(第四四四号)(第四四五号)(第四四六号)

第六号 昭和四十年十二月二十日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 山梨県塩山市西広門田一四〇 平野玄一

へき地教育振興法の一部を改正して、左記事項を
実現されたい。

二、へき地教育振興法第三条第六項に市町村が行なう、へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするための必要な措置として寄宿舎の設置を明記するとともに、これを国による補助の対象とする。

二、へき地手当の級別支給割合を次のように改めること。

一級地	百分の十	(現行百分の八)
二級地	百分の十五	(現行百分の十二)
三級地	百分の二十	(現行百分の十六)

四級地 百分の二十五 (現行百分の二十)
五級地 百分の三十 (現行百分の二十五)
更に一級地、二級地には千円、三級地、四級

地、五級地には、それぞれ二千元の定額を支給する。

四、市町村が行なう、へき地教育の振興に関する事務に要する経費についての国の補助率を三八

理由

均等の趣旨にもとづき、かつ、へき地における職員の特殊事情等から、へき地手当の増額及び令による指定基準の改正を再三にわたり要求してきたが、政府は一向にこれの解決に積極性を示さず今日に及んでいる。

このことは、へき地教育の実態及びへき地住民の教育に対する切実なる要求を無視したもので

り、全く遺憾にたえない。

第二二二号 昭和四十一年二月二十八日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 大分県直入郡荻町南河内一、七〇

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二五一号 昭和四十一年一月六日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 山口市大殿大路 久保輝雄

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二九五号 昭和四十一年一月十一日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願(八通)

請願者 香川県高松市中新町六八 渡辺信

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三四五号 昭和四十一年一月十八日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 愛知県岡崎市宇頭町下山田二ノ五

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三六八号 昭和四十一年一月十九日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 長崎市入船町 森安勝

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九五号 昭和四十一年一月二十日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 新潟県小千谷市土川七一九 石坂

利一

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四八〇号 昭和四十一年一月二十六日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四八一号 昭和四十一年一月二十六日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 新潟県新津市新町一、四二一 明

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四八二号 昭和四十一年一月二十六日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区岳見町一ノ二二

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四八三号 昭和四十一年一月二十六日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 名古屋市昭和区滝子通二ノ二 小

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四八四号 昭和四十一年一月二十六日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 岡山県和気郡備前町佐山 今脇八

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六号に左の一項目を加えた

ものと同じである。

一、暫定一級を継続すること。

第七号 昭和四十一年二月二十日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 山梨県塩山市西広門田一四〇 平

紹介議員 鈴木 強君

学校警備員の設置は、教育関係者及び地方自治体の一致した強い要望であるから、これが立法措置をすみやかにとられたい。

理由

一、教職員の宿日直勤務は、教職員の本来の教育活動を大きく阻害している。

二、学校の火災盗難等の事故が、逐年、増加の傾向にあり、教育を阻害するとともにばく大な損害をまねいている。

第二五二号 昭和四十一年一月六日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 山口市大殿大路 久保輝雄

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三四六号 昭和四十一年一月十八日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 北海道帯広市西九条南一四丁目

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三六九号 昭和四十一年一月十九日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 岡山県浅口市鴨方町地頭上七二一

紹介議員 石井秀昭

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第三九六号 昭和四十一年一月二十日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 岡山県吉田郡加茂町塔中 万代恒

一

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四四七号 昭和四十一年一月二十四日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 岡山県津山市野介代八〇ノ二二

紹介議員 森定貞雄

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四四八号 昭和四十一年一月二十四日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区岳見町一ノ二二

紹介議員 渡辺直子

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四八五号 昭和四十一年一月二十六日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 名古屋市昭和区滝子通二ノ二 小

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四八六号 昭和四十一年一月二十六日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 神戸市兵庫区熊野町五ノ一七 池

紹介議員 田稔

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四八七号 昭和四十一年一月二十六日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 大阪市旭区大宮北之町二ノ五 三

紹介議員 好男

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八号 昭和四十一年二月二十日受理

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 山梨県北都留郡上野原町三、二八

二 遠藤力夫

紹介議員 鈴木 強君

義務教育費国庫負担法第二条本文を「実支出額の半額国庫負担とする原則にのっとり、下交付団体に限り最高限度を定めることができる」と改正されたい。

理由

義務教育費国庫負担の定員定額制を定める政令、いわゆる「限度政令」は、第四十五回特別国会で、自民党文教代表者間で出さないと約束がなされてきたにもかかわらず昨年九月四日一方的に強行制定された。とくに近年地方財政はますます苦しくなり単年度赤字団体が三十数県に及んでいる現状では、この政令は直接教職員の首切りと教育水準の低下をもたらした。従つてこの政令は「教育の機会均等とその水準の維持向上をはかる」という義務教育費国庫負担法第一条の目的に反し、また二条の但し書規定「特別の事情があるときは」と最少限にとどめ不交付団体に限るという立法の趣旨にも反するから、義務教育費国庫負担法第二条本文を改正する必要がある。

第二五三三号 昭和四十一年一月六日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 宮城県宮城郡泉町七北田字八乙女

一ノ四六一 高橋浩太郎外一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三四七号 昭和四十一年一月十八日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三四八号 昭和四十一年一月十八日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 岡山県勝田郡奈義町行方 鷺田重郎

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七〇号 昭和四十一年一月十九日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 新潟県新津市新町一、四二一 明

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七一号 昭和四十一年一月十九日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 埼玉県本庄市泉町一、九〇二 岩

片わか

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三九七号 昭和四十一年一月二十日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 千葉県館山市北条一、一二二 渡

辺正己

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四四九号 昭和四十一年一月二十四日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 福島県平市中神谷字細田四四 山

崎浩司

紹介議員 大河原一孝君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四五〇号 昭和四十一年一月二十四日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 岡山県津山市野介代八一〇ノ二二

森定貞雄

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四五一号 昭和四十一年一月二十四日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 長崎市入船町 森安勝

紹介議員 遠田 龍彦君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四八八号 昭和四十一年一月二十六日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 広島市己斐東中町一三二 和田津

善

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四八九号 昭和四十一年一月二十六日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 愛知県刈谷市元町 鈴木一夫

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四九〇号 昭和四十一年一月二十六日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 大阪市東住吉区東鷹合町三ノ二二

岡野正昭

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四九一号 昭和四十一年一月二十六日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 愛知県稲沢市堀之内町八二三

八木忠道

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四九二号 昭和四十一年一月二十六日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願

請願者 愛知県岡崎市宇頭町下山田二ノ五

平岩善明

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九号 昭和四十一年十二月二十日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 山梨県北都留郡上野原町三、二八

二 遠藤力夫

紹介議員 鈴木 強君

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正し、すみやかに左記事項の実現を図られたい。

一、昭和四十三年に一学級の編制の最高が四十人となるよう計画的に最高基準を引き上げること。

二、教職の一週あたり担当授業時数が小学校二十四時間、中学校二十一時間以内となるような配置基準の適正化を行なうため、その標準の引上げを行なうこと。

三、養護教諭、事務職員を全校に必置すること。

理由

一、本法は第四十五回国会で成立したものであるが、児童、生徒の激減する事実の上に、日本の教育をいかに進めるかという観点で、教育諸団体はもろろのこと、地方公共団体、一般国民からも幾多の要請、要望が出され、国会もこの世論を背景に定員実額制を堅持することを前提とした附帯決議が行なわれた。

二、しかし、教育の適正な指導と学習活動を展開するためには、なおかつきわめて不十分なものである。国際的な水準（一学級三十名一三十五名）にくらべると新定教法の四十五名は「すしづめ学級解消」とはいえず、また教師の定員配置基準もきわめて低く、過重な労働を解消するに至っていない。養護教諭、事務職員の配置についてもまったく同様である。

三、この際、教育の効果をあげ、学校運営をより円滑にし、適正な教職員の配置をすることによつて、義務教育水準の向上に資せられたい。

第二二三号 昭和四十一年十二月二十八日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 大分県直入郡荻町南河内一、七〇

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二五四号 昭和四十一年一月六日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 宮城県宮城郡泉町七北田字八乙女一ノ四六一 高橋浩太郎外一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二九六号 昭和四十一年一月十一日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願(八通)

請願者 香川県高松市中新町六八 渡辺信義外七名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三四九号 昭和四十一年一月十八日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 北海道函館市の場町二五 三沢誠一郎

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三七二号 昭和四十一年一月十九日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 北海道帯広市西九条南一四丁目 青柳勝雄

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三九八号 昭和四十一年一月二十日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 愛知県岡崎市宇頭町下山田二ノ五 平岩善明

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第三九九号 昭和四十一年一月二十日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東桜木町八七 船津 曠一

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四五二号 昭和四十一年一月二十四日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 長崎市入船町 森安勝

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四五三号 昭和四十一年一月二十四日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 神戸市兵庫区熊野町五ノ一七 池田 稔

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四五四号 昭和四十一年一月二十四日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 新潟県小千谷市土川一七九 石坂 利一

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四九三三号 昭和四十一年一月二十六日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 新潟県新潟市新町一、四二一 明 間倉一

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第四九四号 昭和四十一年一月二十六日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区岳見町一ノ二二 渡辺 直子

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一〇号 昭和四十一年十二月二十日受理

養護教諭必置等に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇 五三 荻野一郎

紹介議員 鈴木 強君

すべての学校に養護教諭をおくことができるよう、左記事項を実現されたい。

一、学校教育法第百三条及び同第五十条第二項を改正すること。

二、関係法規の整備と長期にわたる養護教諭の養成対策を樹立すること。

理由

一、近年、地域社会や各種諸団体から、子供の健康を守る運動が活発になり、せめて学校に養護教諭がいてくれたらという切なる望みが出てくるが容易に解決されるみとおしがない。

二、養護教諭が置かれていない要因は、学校教育法の設置条項を曲解したこと、地方財政が窮乏しており、加えて養護教諭の配置が大規模学校中心になつてゐることである。

三、養護教諭に数校兼務を強いるような実情が発

生しているのは養護教諭の養成対策が不十分であつたことにあり、学校教育法で「当分の間」と規定したのも、養護教諭の資格者が得られなかつたことに起因している。

第二五五号 昭和四十一年一月六日受理

養護教諭必置等に関する請願

請願者 山口市大蔵大路 久保輝雄

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第三五〇号 昭和四十一年一月十八日受理

養護教諭必置等に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第三七三三号 昭和四十一年一月十九日受理

養護教諭必置等に関する請願

請願者 岡山県和気郡備前町佐山 今脇八重子

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第三七四号 昭和四十一年一月十九日受理

養護教諭必置等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区滝子通二ノ二 小沢 豊子

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第四〇〇号 昭和四十一年一月二十日受理

養護教諭必置等に関する請願

請願者 新潟県小千谷市土川七一九 石坂 利一

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第四五五号 昭和四十一年一月二十四日受理

養護教諭必置等に関する請願

請願者 千葉県館山市北条一、一二二 渡

紹介議員 辺正己

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

養護教諭必置等に関する請願

請願者 神戶市兵庫区熊野町五ノ一七 池

紹介議員 田稔

養護教諭必置等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市堀之内町八二三 八

紹介議員 本忠道

養護教諭必置等に関する請願

請願者 大阪府東淀川区西淡路町三ノ一〇

紹介議員 一 竹端年美

養護教諭必置等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市堀之内町八二三 八

紹介議員 大倉 精一君

養護教諭必置等に関する請願

請願者 岡山県浅口市郡鴨方町地頭上七二

紹介議員 石井秀昭

養護教諭必置等に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

紹介議員 出町六三ノ二 犬飼武外一名

養護教諭必置等に関する請願

請願者 愛知県刈谷市元町 鈴木一夫

紹介議員 野々山一三君

養護教諭必置等に関する請願

請願者 愛知県刈谷市元町 鈴木一夫

紹介議員 野々山一三君

養護教諭必置等に関する請願

請願者 愛知県刈谷市元町 鈴木一夫

紹介議員 野々山一三君

養護教諭必置等に関する請願

請願者 愛知県刈谷市元町 鈴木一夫

紹介議員 野々山一三君

養護教諭必置等に関する請願

請願者 愛知県刈谷市元町 鈴木一夫

紹介議員 野々山一三君

養護教諭必置等に関する請願

請願者 愛知県刈谷市元町 鈴木一夫

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一一〇号 昭和四十年十二月二十日受理

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇

紹介議員 五三 荻野一郎

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇

紹介議員 五三 荻野一郎

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇

紹介議員 五三 荻野一郎

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇

紹介議員 五三 荻野一郎

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇

紹介議員 五三 荻野一郎

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇

紹介議員 五三 荻野一郎

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇

紹介議員 五三 荻野一郎

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇

紹介議員 五三 荻野一郎

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇

紹介議員 五三 荻野一郎

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇

紹介議員 五三 荻野一郎

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇

紹介議員 五三 荻野一郎

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇

紹介議員 五三 荻野一郎

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第三七五号 昭和四十一年一月十九日受理

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

紹介議員 出町六三ノ二 犬飼武

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

紹介議員 出町六三ノ二 犬飼武

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

紹介議員 出町六三ノ二 犬飼武

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

紹介議員 出町六三ノ二 犬飼武

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

紹介議員 出町六三ノ二 犬飼武

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

紹介議員 出町六三ノ二 犬飼武

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

紹介議員 出町六三ノ二 犬飼武

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

紹介議員 出町六三ノ二 犬飼武

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

紹介議員 出町六三ノ二 犬飼武

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

紹介議員 出町六三ノ二 犬飼武

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

紹介議員 出町六三ノ二 犬飼武

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

紹介議員 出町六三ノ二 犬飼武

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第五〇〇号 昭和四十一年一月二十六日受理

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

と。ただし、その国産乳価は生産費所得補償方式とすること。

二、給食施設設備費については、生乳施設設備費は三分の二、その他の施設設備費は二分の一、国庫負担とすること。その国庫負担対象には開設に必要な経費のみでなく、施設設備の拡充更新、修繕の経費も含むこと。

三、公立義務教育諸学校に次の数を最低の標準として給食従業員をおくこと。

- (1) 給食婦は児童生徒数三百人までの学校（分校も一校とみなす）に三人とし、百人を増す毎に一人を加える（端数切上げ）。
- (2) 給食事務員は一校（分校も一校とみなす）に一人。
- (3) 栄養士は一校に一人。

なお、右給食従業員の賃金については設置者負担とし、交付税のなかで定めること。

理由

昭和四十年年度給食予算において、輸入脱脂粉乳費二十三億円余が計上され、未給食校も含む全国小中学生を対象にミルク給食が実施されるが、これは、市町村における施設設備費や調理人件費の財源難のため教師の負担の過重、父母負担の増大をもたらし、しかも、国内の酪農業界も多大な打撃を受ける。しかも、輸入脱脂粉乳のミルクは児童生徒からはきられ、さらに、異物が混入されたりする等多くの問題点がある。

第二五七号 昭和四十一年一月六日受理

「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願

請願者 宮城県宮城郡泉町七北田字八乙女

紹介議員 岩間 正男君
一ノ四六一 高橋浩太郎外一名

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三五二号 昭和四十一年一月十八日受理

「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願

給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願

請願者 広島市己斐東中町一三二 和田津 善

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四〇二号 昭和四十一年一月二十日受理

「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願

請願者 福島県平市中神谷字細田四四 山崎浩司

紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四〇三号 昭和四十一年一月二十日受理

「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願

請願者 愛知県刈谷市大字逢見字中西一八ノ一 塚崎末則

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四六〇号 昭和四十一年一月二十四日受理

「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願

請願者 岡山県和気郡備前町佐山 今脇八重子

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第四六一号 昭和四十一年一月二十四日受理

「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願（一通）

請願者 千葉県木更津市新田二〇 倉起絹

子外一名
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

紹介議員 加瀬 完君

第五〇三号 昭和四十一年一月二十六日受理

「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願

請願者 新潟県新潟市新町一、四二一 明 間倉一

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇四号 昭和四十一年一月二十六日受理

「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇五号 昭和四十一年一月二十六日受理

「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願

請願者 新潟県小千谷市土川七一九 石坂 利一

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇六号 昭和四十一年一月二十六日受理

「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願

請願者 愛知県稲沢市堀之内町八二三 八木忠道

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五〇七号 昭和四十一年一月二十六日受理

「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願

請願者 愛知県岡崎市宇頭町下山田二ノ五 平岩善明

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三三号 昭和四十一年十二月二十日受理

教職員の時間外勤務手当支給制度確立に関する請願

請願者 山梨県北都留郡上野原町三、二八 二 遠藤力夫

紹介議員 鈴木 強君
公立小、中、高等学校に勤務する教職員の時間外勤務手当の支給に関して、左記のごとくすみやかに措置されたい。

一、労働基準法第三十六條及び第三十七條に基づいて、時間外勤務手当をすみやかに支給すること。

二、学校教育法第二十八條に規定する事務職員に対して、時間外勤務手当財源を十パーセント計上すること。

理由
一、過去十数年来、時間外勤務手当を支給するよう文部省、都道府県、市町村に対して要請を続けてきたが、いまだにその実現をみるに至っていない。

二、昭和二十七年の京都地裁、昭和三十二年の最高裁小法廷の判決によっても、あるいはまた、千葉、島根、新潟等八県における人事委員会判定においても、これらの支給をすみやかに行なうよう求めている。

三、また、一方人事院においても昨年は文書によつて、本年は口答によつて文部省に対してすみやかに予算措置を講ずるよう勧告している。

第二五八号 昭和四十一年一月六日受理

教職員の時間外勤務手当支給制度確立に関する請願

請願者 山口市大殿大路 久保輝雄
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四〇四号 昭和四十一年一月二十日受理
教職員の時間外勤務手当支給制度確立に関する請願

請願者 名古屋市中昭和区滝子通二ノ二 小沢豊子
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四〇五号 昭和四十一年一月二十日受理
教職員の時間外勤務手当支給制度確立に関する請願

請願者 北海道帯広市西九条南一四丁目 青柳勝雄
紹介議員 山村 清一君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五〇八号 昭和四十一年一月二十六日受理
教職員の時間外勤務手当支給制度確立に関する請願

請願者 愛知県岡崎市宇頭町下山田二ノ五 平岩善明
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五〇九号 昭和四十一年一月二十六日受理
教職員の時間外勤務手当支給制度確立に関する請願

請願者 広島市已斐東中町一三二 和田津善
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四〇六号 昭和四十一年一月二十日受理

教職員の研修手当支給制度確立に関する請願

請願者 山梨県塩山市西広門田一四〇 平野玄一
紹介議員 鈴木 強君
教育公務員特例法第二十条に定める教員に対し、同法第十九条及び第二十条によつて課せられている「研修」義務を果たさせるためすみやかに、月額四千円の研修手当を支給されたい。

理由
教育公務員特例法第十九条、二十条の適用及び準用を受ける教職員に対しては、「研修」の義務が課せられ、一方、任命権者に対しては、同法第十九条第二項によつて研修に要する施設、奨励の方途その他研修に関する計画の樹立と、それを実施する義務を課している。教職員は、日夜研修に努め、法の精神に基づいて努力を続けているが、一方の条件整備義務者である任命権者はこの義務を果たしていない。

これらを具体的にあげれば、教職員は月々数千元に及ぶ研修図書を購入し、遠隔地における研修会にも自費により参加しているのが実状であるから、研修旅費の増額はもちろぬ、研修用図書購入費用について国の責任において支給すべきである。

第二五九号 昭和四十一年一月六日受理
教職員の研修手当支給制度確立に関する請願

請願者 山口市大殿大路 久保輝雄
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第三五三三号 昭和四十一年一月十八日受理
教職員の研修手当支給制度確立に関する請願

請願者 埼玉県本庄市泉町一、九〇二 岩片わか
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第四〇六号 昭和四十一年一月二十日受理

教職員の研修手当支給制度確立に関する請願

請願者 岡山県和気郡備前町佐山 今脇八重子
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第五一〇号 昭和四十一年一月二十六日受理
教職員の研修手当支給制度確立に関する請願

請願者 新潟県小千谷市土川七一九 石坂利一
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第五一一号 昭和四十一年一月二十六日受理
教職員の研修手当支給制度確立に関する請願

請願者 名古屋市中瑞穂区岳見町一ノ二二 渡辺直子
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第五一二号 昭和四十一年一月二十六日受理
教職員の研修手当支給制度確立に関する請願

請願者 新潟県新津市新町一、四二二 明間倉一
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第二五五号 昭和四十一年十二月二十日受理
高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員に関する請願

請願者 山梨県塩山市西広門田一四〇 平野玄一
紹介議員 鈴木 強君
高等学校のすしづめを解消し教職員定数を増すため、左記事項の実現を図られたい。

一、当面の緊急事項として、高校定数法「附則五項・六項」を撤廃し、すしづめ教室を解消すること。

二、高校進学希望者の収容については、生徒急減に伴う学校統廃合、学級減等によつて募集定員を削減することなく、進学率を大幅に引き上げるよう措置すること。

三、高校における一学級の編制基準を生徒四十名以下とするともに、教職員定数を大幅に増して高校の教育水準の向上を図るため、高校定数法を抜本的に改善すること。

理由
昭和三十八年を頂点としたいわゆる「高校生徒急増期」において、全国の公立・私立いずれの高校でも、体格の大きい高校生を一学級に五十五名以上もつめこみ、「すしづめ教室」で切り抜けるという、政府の施策が行なわれてきたが、教職員の定数については、生徒が激増している割合にくらべて増員されないままであった。この結果、生徒の学力は低下し、個性を尊重する教育や生活指導はややもすればおろそかにされ、生徒の非行増加の原因ともなっている。また、教師の負担は過重となり、週担当時間も二十数時間という実態で（文部省の基準では週十八時間）、過労による教職員の疾病もふえている。

これらの状態を招いている大きな原因は、学級定員、教職員定員を定めているいわゆる「高校定数法」の不合理にあるといわざるをえない。特にいま、中学校卒業者の激減期にあたり、高校のすしづめ教室、教職員の過重負担等の状態を放置しておくことは、ゆゆしい問題である。すでに現在、小中学校では五十名以上の学級は日本全国にも存在せず、来年度は一学級を四十七名以下にするという段階にある。また、先進諸国では、高校の場合、一学級三十名以下という状況にある。

第二一四号 昭和四十一年十二月二十八日受理
高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員に関する請願

請願者 大分県直入郡荻町南河内一、七〇六 本田明彦
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第二六〇号 昭和四十一年一月六日受理
高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員に関する請願

請願者 宮城県宮城郡泉町七北田字八乙女
一ノ四六一 高橋浩太郎外一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二九七号 昭和四十一年一月十一日受理
高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員に関する請願(八通)

請願者 香川県高松市中新町六八 渡辺信
義外七名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第三五四号 昭和四十一年一月十八日受理
高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員に関する請願

請願者 北海道函館市市場町二五 三沢誠
一郎

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第三七六号 昭和四十一年一月十九日受理
高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員に関する請願

請願者 愛知県刈谷市大字逢見字中西一八
ノ一 塚崎末則

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四〇七号 昭和四十一年一月二十日受理
高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の
出町六三ノ二 犬飼武

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四六二号 昭和四十一年一月二十四日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四六三号 昭和四十一年一月二十四日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 名古屋市中昭和区滝子通二ノ二小
沢豊子

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四六四号 昭和四十一年一月二十四日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 福島県平市中神谷字細田四四山
崎浩司

紹介議員 大河原一夫君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五一三三号 昭和四十一年一月二十六日受理
高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五一四号 昭和四十一年一月二十六日受理
高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員に関する請願

請願者 千葉県佐倉市弥勒町 大槻久代

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五一五号 昭和四十一年一月二十六日受理
高等学校のすしづめ解消と教職員定数の増員に関する請願

請願者 長崎市入船町 森安勝

紹介議員 遠田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一六号 昭和四十一年十二月二十日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡若草町寺部二、〇
五三 荻野一郎

紹介議員 鈴木 強君

産炭地教育振興臨時措置法をすみやかに制定し、左記事項の実現を図るとともに、当面、四十年年度特別交付税による産炭地に対する大幅な財政措置を講ぜられたい。

一、産炭地学校の一学級あたり児童生徒数を四十人以下とし、十学級以下の学校は二名、十一、二十学級三名、二十一、三十学級四名、三十一学級以上の学校は五名の教員配当を行なうこと。

なお、各校に養護教諭及び事務職員を必置すること。

二、教材費及び保護児童生徒対策費(新たに通学用品も含む)の国庫負担率を十分の八に引き上げる。

三、産炭地学校特別措置として、各学校に給食事務職員、補導教員を配置すること。

理由

一、石炭産業の合理化に伴う炭鉱離職者家庭は、経済的条件や父母の求職のための外出、あるいは夜間に及ぶ内職等で子どもの教育に専念することがきわめて困難であるため、学校欠席児童や在学少年の非行が目立っている。これが学校教育の場にも影響し、学習効果の低下をもたらしている。

二、産炭地の教職員は、子どもたちをこうした環境悪化から守るため努力しているが、人員の不

足のため、これら問題児童の適切な補導と教育環境の改善に徹底することができず、これが教職員の勤務を過重にしている。

三、この現状を改善するため、有沢石炭対策調査団の答申にもあるように、離職者家庭の生活を保障するとともに、教職員数を充実し、あわせて学校教育諸経費の補助を大幅に拡充することは、きわめて急を要する。

第一七号 昭和四十一年十二月二十日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 長崎県松浦市志佐町庄野免八一
林正三

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二一五号 昭和四十一年十二月二十八日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 大分県直入郡荻町南河内一、七〇
六 本田明彦

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三五五号 昭和四十一年一月十八日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 北海道函館市市場町二五 三沢誠
一郎

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三七七号 昭和四十一年一月十九日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 北海道帯広市西九条南一四丁目
青柳勝男

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四〇八号 昭和四十一年一月二十日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 長野県上伊那郡辰野町 古村仁一郎

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五一六号 昭和四十一年一月二十六日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 熊本市出水町国府 西村泰典

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五一七号 昭和四十一年一月二十六日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 広島県庄原市本町 山岡和男

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五一八号 昭和四十一年一月二十六日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 長崎市入船町 森安勝

紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五四四号 昭和四十一年十二月二十日受理
学校栄養士の設置に関する請願(八通)

請願者 香川県高松市宮脇町二二四ノ二香川県中学校長会内 森頼義外七名

紹介議員 平井 太郎君
学校給食の栄養、衛生管理及び栄養指導の徹底を図り、食事内容の充実に向上を期するため、左記事項の実現を図られたい。

一、児童生徒数三百人以上の完全給食実施学校

に對し一校に一人の栄養士又は管理栄養士を必
置すること。
二、給食費を都道府県の負担とし、これに對して
国庫負担を行なうこと。
三、身分を栄養教諭(仮称)とすること。

理由

一、学校給食の成果を収めるには、高度な専門的
知識と給食管理技術を身につけた栄養士又は管
理栄養士を必置して、栄養的、魅力的な献立の
作成、調理の指導、給食物資の購入、食中毒、
赤リ等の事故防止等、学校給食の栄養、衛生管
理の全般にあたらせ、学校給食管理体制の万全
を期することが必要である。これは国民の健康
体力つくりの上からもきわめて肝要である。
二、市町村の経費負担の軽減を図るため、栄養士
を公立の小中学校の教職員と同様にすることが
必要である。

三、現在、栄養士の身分が不安定であり、職制
も不明確で学校によつては職員会議において発
言することもできない実情である。
四、学校給食以外の集団給食施設では、ほとんど
栄養士が設置されているが、学校給食では昭和
四十年五月現在約三万五千の給食実施中学校
のうち、完全給食実施学校における栄養士の設
置率は、わずか十パーセントにすぎない。

五、昭和二十一年学校給食の再開以来毎年、学校
栄養士設置の必要性が全国の関係者によつて強
く要請され、ようやく昭和三十九年度予算から
学校給食共同調理場における栄養士設置費国庫
補助が認められたが、その数は昭和三十九年度
二百一人、昭和四十年四百七十七人、全国の学
校給食実施学校数の一パーセント程度である。

六、栄養士のいない学校では、学校給食の栄養、
衛生管理、給食事務のほとんどは給食主任の手
によつて行なわれており、これに要する時間と
労力はばく大である。給食事務を完全に遂行す
るには、毎日午後時間の大部分をあてねばな
らないので、授業に対する支障や健康上からも
憂慮すべき問題があると指摘されている。

七、このような状態では、児童生徒の体位体力の
向上と栄養改善等、学校給食の目的を達成する
ことはとうてい不可能である。
(別紙学校給食法に関する参、衆両院の附帯決
議及び栄養改善法の一部改正案について添付)

第五五五号 昭和四十一年十二月二十日受理
学校栄養士の設置に関する請願(九通)
請願者 千葉市六川町一ノ四千葉県学校給
食会内 武藤重雄外八名

紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第七二二号 昭和四十一年十二月二十一日受理
学校栄養士の設置に関する請願
請願者 埼玉県浦和市領家五八〇 須藤多
市外百九十七名

紹介議員 金丸 富夫君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第七三三号 昭和四十一年十二月二十一日受理
学校栄養士の設置に関する請願(二通)
請願者 栃木県鹿沼市末広町一、九二五鹿
沼市教育委員会事務局内 篠崎昌
江外一名

紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第七四四号 昭和四十一年十二月二十一日受理
学校栄養士の設置に関する請願(七通)
請願者 新潟市一番堀通り日本栄養士会新
潟県支部内 斎藤富美外六名

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第八四四号 昭和四十一年十二月二十一日受理
学校栄養士の設置に関する請願(四通)
請願者 徳島市万代町一丁目 福井忠孝外
三名

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。
第八五五号 昭和四十一年十二月二十一日受理
学校栄養士の設置に関する請願(十三通)
請願者 茨城県稲敷郡阿見町阿見町教育委
員会内 中台勝保外十二名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。
第九八八号 昭和四十一年十二月二十二日受理
学校栄養士の設置に関する請願
請願者 東京都北多摩郡久留米町小山一七
九 満田芳

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第九九九号 昭和四十一年十二月二十二日受理
学校栄養士の設置に関する請願
請願者 大阪府東区大手前之町全国学校栄
養士協議会大阪支部内 上田和

紹介議員 中山 福藏君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一〇〇号 昭和四十一年十二月二十二日受理
学校栄養士の設置に関する請願(二通)
請願者 山梨県中巨摩郡御形町桃園一、三
四〇 小林町子外一名

紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一〇一〇号 昭和四十一年十二月二十二日受理
学校栄養士の設置に関する請願(二通)
請願者 富山市新総曲輪一ノ七富山県学校
栄養士会内 竹脇淑子外一名

紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一〇二二号 昭和四十一年十二月二十二日受理

学校栄養士の設置に関する請願(三通)

請願者 神戸市生田区中山手通一丁目宇治ノ山生田中学校内兵庫県中学校長

会内 大森義夫外二名

紹介議員 楠 正俊君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一〇三号 昭和四十年十二月二十二日受理

学校栄養士の設置に関する請願(九通)

請願者 群馬県前橋市宗南分町八九群馬県中学校校長会内 篠原秀男外八名

丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一〇四号 昭和四十年十二月二十二日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 茨城県日立市日立市教育委員会内 岩井瑞枝

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一一二号 昭和四十年十二月二十三日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 埼玉県浦和市大谷場一ノ四ノ一四埼玉県小学校長会内 高野良吉外百九十三名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一二七号 昭和四十年十二月二十三日受理

学校栄養士の設置に関する請願(九通)

請願者 大阪府堺市大仙町堺市小学校長会内 実宗善一外八名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一四一号 昭和四十年十二月二十四日受理

学校栄養士の設置に関する請願(三通)

請願者 岐阜市八ッ寺町岐阜県学校給食研

研究会内 太田武夫外二名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一四四号 昭和四十年十二月二十四日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 埼玉県比企郡小川町大塚二ノ一

小久保太郎外四百十三名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一四五号 昭和四十年十二月二十四日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡南部町山梨県南巨摩郡教育会南部第一支会内 佐野 巖

紹介議員 廣瀬 久忠君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一四六号 昭和四十年十二月二十四日受理

学校栄養士の設置に関する請願(三通)

請願者 三重県鈴鹿郡鈴峰村伊船亀山市鈴鹿郡学校給食会内 橋本泰男外五名

紹介議員 井野 慎哉君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一四七号 昭和四十年十二月二十四日受理

学校栄養士の設置に関する請願(八通)

請願者 栃木県宇都宮市鶴田町三、〇五四五月女正子外七名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一六九号 昭和四十年十二月二十五日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 三重県亀山市本丸町五八四亀山西小学校内亀山市、鈴鹿郡小学校長会内 市川光太郎外一名

紹介議員 井野 慎哉君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一七〇号 昭和四十年十二月二十五日受理

学校栄養士の設置に関する請願(六通)

請願者 福井市江戸町一ノ九〇二福井県PTA連合会内 野尻久二外五名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一七一号 昭和四十年十二月二十五日受理

学校栄養士の設置に関する請願(六通)

請願者 福島市杉妻町二ノ一六財団法人福島県学校給食会会長 折笠与四郎外五名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一七二号 昭和四十年十二月二十五日受理

学校栄養士の設置に関する請願(十一通)

請願者 岡山市内山下八ノ一全国栄養士協議会岡山県支部内 横山明代外八百三十九名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一八六号 昭和四十年十二月二十七日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 高知市追手筋六〇高知市立追手前小学校内 横川正郎外九名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一八七号 昭和四十年十二月二十七日受理

学校栄養士の設置に関する請願(二通)

請願者 熊本市手取本町熊本県未亡人団体協議会内 保田哲外八名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一八八号 昭和四十年十二月二十七日受理

学校栄養士の設置に関する請願(九通)

請願者 宮城県仙台市連坊小路二四〇宮城県小学校長会内 小川真一外八名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第二一六号 昭和四十年十二月二十八日受理

学校栄養士の設置に関する請願(十六通)

請願者 三重県松阪市殿町松阪市教育委員会内松阪市学校給食協会内 赤塚 暢外二十一

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第二二四号 昭和四十年十二月二十九日受理

学校栄養士の設置に関する請願(三通)

請願者 京都市左京区吉田牛ノ宮町六京都府立山城高等学校内 福永安子外二名

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第三三一号 昭和四十一年一月十七日受理

学校栄養士の設置に関する請願

請願者 和歌山市小松原通一ノ一和歌山県市長会内 高垣善一外十一名

紹介議員 前田佳穂男君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一四三三号 昭和四十年十二月二十四日受理

「としよりの日」を国民の祝日として休日にするこの請願

請願者 長野県松本市旭町一〇九 星子直行外八十名

紹介議員 木内 四郎君

九月十五日の「としよりの日」を国民の祝日に加え、休日とするよう御尽力賜わりたい。

理由

一、現在、九月十五日が「としよりの日」ということになつてゐるが、勤め人がとしよりの労をねぎらうため何等かの行事を行ない、あるいはどこかへ同道しようとしても、現行の制度では勤め先を欠勤しなければならぬ。もしこの日が休日となれば、安心してとしよりを慰めかつ同道することもできるようになる。

二、「成人の日」、「子どもの日」が休日となつてゐるが、我が国も将来、としよりの年齢層が次第に増加の傾向にあるから、「としよりの日」も休日にして一家団らん、長寿を心から祝福する日とすることが望ましい。

三、昨今、青少年の気もちが、とかくすさみがちである。先賢の遺徳をしのび、敬老の精神をかん養することにすれば、青少年問題対策の一端にもなる。

第一四八号 昭和四十年十二月二十四日受理
茨城県を第二十五回国民体育大会開催地に指定するの請願

請願者 茨城県水戸市北三ノ丸茨城県議会
議長 飯村泉
紹介議員 中村喜四郎君
第二十五回国民体育大会(昭和四十五年)の開催地を茨城県にぜひ御指定下さるよう、二百万県民の総意により切望する。

理由

一、茨城県に第二十五回国民体育大会を誘致すべく、昭和三十八年十月県議会において決議して以来、県市町村、スポーツ関係諸団体等全県をあげて施設の充実、審判員の養成等受入れ体制の整備に積極的な努力をしてきた。

二、本県は、その広大な土地と豊富な水資源を開発すべく、昭和四十五年を目標とする長期経済開発計画を樹立し、その実現につとめてきたので、県政大躍進の記念すべきこの年にスポーツの祭典である国民体育大会を開催することは、きわめて意義深い。

三、大会の開催にあつては、全県民あげて施設、宿舍等受入れ体制の万全を期し、誠意をもつて本大会を運営し、大方の期待にそうよう最善の努力を傾注する決意である。

第一七三三号 昭和四十年十二月二十五日受理
学校関係建築物に対する避難器具設置に関する請願(百六十九通)

請願者 福岡県粕屋郡篠栗町尾仲七六八
村瀬春夫外百六十八名

紹介議員 田中 茂穂君
国立学校関係建築物に対する避難器具設置に要する経費を予算に計上し、又、公私立学校に対して適切な指導等によつて、避難器具の設置が急速に実現するよう格別の配慮を賜わりたい。

理由

小、中、高等学校、大学及び各種学校は、いずれも消防法及び同施行令の規定により、避難器具の設置を義務づけられてゐる。請願者等は、人命尊重を建前とする政府の方針のもと、わが国学校災害の現況にもかんがみ、一日も早く避難器具の設置が法令の規定どおり全国すべての学校に実施されるよう願つてゐるが、現在の実情は遺憾ながら念願とはほど遠いものである。

第一九六号 昭和四十年十二月二十七日受理
高知県中村市立鴨川小、中学校のへき地手当の正式一級地指定等に関する請願

請願者 高知県中村市奥鴨川 山口関次外
二百三名

紹介議員 寺尾 豊君
へき地教育の振興のため、左記事項の実現を強く切望する。

一、へき地指定基準引き上げのため法改正を行なうこと。

二、高知県中村市立鴨川小、中学校を、へき地手当の正式一級地に指定すること。

理由

一、本校は、市の中心から十四・一キロメートル

の山間へき地にあり、小学校三年級、中学校二年級の小規模併設校で、地理的条件に恵まれず、施設、設備も不十分な上、複式という悪条件も重なり先生の苦勞は大変である。

二、本校は、昭和二十九年に制定された「へき地教育振興」に基づき、へき地暫定一級地に指定されたが、本四十年年度末をもつて、この指定から除外されることになつてゐる。万一へき地指定から除外され、平坦地校と同様の取扱ひを受けることになれば、本法に基づく恩典は全くなくなり、本校教育の将来が危ぶまれることになる。

三、時代とともに文化の進展も著しく、各方面にわたる進歩はめざましいものがあるが、山間、へき地は、平坦地の進展から取り残され、そのへだたりはいつそう増大してゐる。このことは憲法第十四条や教育基本法第三条の趣旨からいってもはなはだ遺憾である。かかる現状から、へき地教育の振興は、掛け声だけでなく大いに実質をそなえた暖かい手をさしのべることが最も必要である。

第二二七号 昭和四十年十二月二十八日受理
「視聴覚ライブラリー」並びに「高等学校視聴覚教材」の整備費国庫補助に関する請願

請願者 東京都港区芝西久保桜川町二六財
団法人日本映画教育協会会長 有
光次郎

紹介議員 森田 タマ君
昭和四十一年度予算で「視聴覚ライブラリー整備費補助」並びに「高等学校視聴覚教材整備費補助」を左記のとおり実現されたい。

一、視聴覚ライブラリー整備費補助について
(一) 要求額 千三百二十二万九千円
(二) 要求の概要
昭和四十一年から五箇年計画で未設置の地域(百箇所以上)を対象に、初年度十六箇所を選び市町村が単独又は共同で設置する視聴覚ライブラリーの教材整備に必要な経費を当該地方公共団体に補助し、未設置地域の解消を

図るとともに、地域視聴覚ライブラリーの健全な育成を助成する。

(三) 要項

1 五箇年計画で全国の地域視聴覚ライブラリー未設置地域の解消を図る。

2 このため、昭和四十一年度(第一年度)に、都道府県下の未設置地域十六箇所を選定し当該地域に市町村単独立又は共同立の地域視聴覚ライブラリーを設置するため、教材整備費(二百四十万円)の三分の一を補助する。

3 この事業を通じて全国の地域視聴覚ライブラリーの整備、充実を促進する。

4 視聴覚ライブラリーの管理、運営についての資料を作成し、全国の視聴覚ライブラリーに配布する。

二、高等学校視聴覚教材整備費補助について
(一) 要求額 九千九百九十四万二千元
(二) 要求の概要
昭和四十一年度には三千万円の補助金が実現したが、この額は当初の計画を著しく下まわつており、補助事業を計画どおり遂行し所期の成果をあげることはきわめて困難である。昭和四十一年度以降の補助事業計画は当初の計画を完遂するよう修正し、新しい四箇年計画として左記の要項のとおり実施する。

1 高等学校において最低必要とする視聴覚教材を購入するための費用の三分の一を四箇年計画で補助する。(五箇年計画の第二年度)

2 補助機材
十六ミリ映写機、八ミリ映写機、八ミリ撮影機、スライド映写機、オーバーヘッド投影機(実物投影機)、録音機、テレビ受像機。

3 補助対象
公立、私立高等学校(定時制、通信制を含む)

理由

一、映画やテレビなどの視聴覚教材は、いまや学校教育、社会教育に不可欠の近代教材であり、これに対する現場の要求は切実なものがある。

二、しかし、その利用のためのセンターである視聴覚ライブラリーの現状は、まだまことに不十分のままおかれている。とくに経費や人員の不足は、教育現場のもつとも大きな悩みである。

一方学校における視聴覚設備もまだまだ貧弱で、視聴覚教育実践の日常化を著しくはばんでいる。

三、このような情勢に対処するため、文部省においては昭和三十九年度から「視聴覚ライブラリー整備費補助」、昭和四十年度から「高等学校視聴覚教材整備費補助」を実施され、多くの成果と刺激をなげかけた。これらの措置は、私どもの日ごろの念願の一部を実現されたものである。昭和四十一年度予算においても、ぜひこれらの継続並びに増額により、所期の目標達成に拍車をかけることができれば幸いである。

第二三七号 昭和四十一年十二月二十九日受理
「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 熊本市桜町三ノ一〇熊本県議会議長 柳山弘

紹介議員 林田 正治君

高等学校生徒急増期における暫定的な措置として、一学級当りの生徒数は「すし詰め」となっているが、中学卒業生の漸減期を控え、教育効果を更に向上させるために「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の大幅な改正を要する。

第二六一号 昭和四十一年一月六日受理
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願
請願者 宮城県宮城郡泉町七北田字八乙女 一ノ四六一 高橋浩太郎外一名

紹介議員 岩間 正男君

「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」につ

いて、当面、左記のように改正されたい。

一、定時制教育または通信教育を受けようとする勤労青年、または受けている勤労青年を雇用する使用者に対し、当該勤労青年の労働時間その他労働条件等について特別の措置を図るよう、ないしはそのことと関連して不利益な取扱いをしないよう法律で規制すること。

二、夜間において授業を行なう定時制課程の事務その他の職務に従事する事務職員及び本務として定時制通信教育に従事する実習助手で、従前、定時制通信教育手当を支給されなかつた者に対し、定時制通信教育手当を支給すること。

三、夜間において授業を行なう定時制課程の教育に従事する校長、教員、事務職員その他の職員に対し支給する定時制通信教育手当を一律五千円増額すること。

理由

勤労青年教育としての高等学校の定時制教育及び通信教育は、義務教育に続くいわゆる後期中等教育の一環として最近重視されてきたが、反面、多くの問題が山積しており、解決がせまられている。

第二六二号 昭和四十一年一月六日受理
産業教育手当支給拡大に関する請願
請願者 宮城県宮城郡泉町七北田字八乙女 一ノ四六一 高橋浩太郎外一名

紹介議員 岩間 正男君

産業教育を行なっている関係学校教職員全員に対して、産業教育手当を支給するよう、左記の措置を講ぜられたい。

一、公立高等学校の産業教育手当を関係学校教職員全員に拡大支給すること。
二、右手当の実習助手に対する支給制限を撤廃すること。

理由

産業教育手当支給の対象は、産業教育に従事する教員及び法令で定められた実習助手に限定されているが、農業、水産、工業等の専門教育を主とする

る学科をおく高等学校においては、産業教育に従事する教員及び実習助手以外の普通教科を主として担任する教員及び実習助手も産業教育の一翼になつて、生徒に十分な一般教養等を身につけさせる、有為な産業人としての育成に努力している。更に教育職員以外の事務職員や用務員等も産業教育振興のための業務に積極的に従事している実態である。

第二七〇号 昭和四十一年一月八日受理
公立学校における警備員設置の法制化促進に関する請願
請願者 長野市妻科長野県議会議長 羽田 義知

紹介議員 羽生 三七君

学校警備員設置に関する法律のすみやかな制定を図り、あわせてこのための財政的措置を講ぜられるよう要望する。

理由

当局においても、公立学校警備員の充実を実現するため、制度の確立について種々検討が進められているとのことであるが、公立学校警備員の配置については、教職員の教育専念の必要と、公有財産を火災盗難等の災禍から防ぎ、その保全管理の万全を図るためにも実現が強く要望されている。

第三五八号 昭和四十一年一月十九日受理
同和教育推進に関する請願
請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀県議会議長 西堀武

紹介議員 奥村 悦造君

同和对策審議会の答申が国策として推進されるにあたり、とくに同和地区児童生徒を含む小中学校の教育の困難な実態を打開し、教育水準の向上を期するためには、これに要する教員の増員配置が根本問題であるから、定数の算定について配慮されるときにも、その他教育諸条件の画期的な整備を図るよう、適切な措置を講ぜられるよう強く要望する。

わが国の民主教育進展の基盤をなす同和教育の振興は、今日における教育上もつとも重要な課題の一つであるとともに、社会的な問題で、その対策は不可避である。

同和对策審議会から「問題の解決は焦りの急を要するもの」として、その対策が答申されたことはまことに時宜を得たものである。

第三五九号 昭和四十一年一月十九日受理
へき地教育振興法施行規則附則第二項の暫定一級指定期限延長に関する請願
請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀県議会議長 西堀武

紹介議員 奥村 悦造君

へき地教育振興のため、へき地手当の暫定一級指定が継続できるよう措置されることを強く要望する。

理由

へき地手当暫定一級に指定されている本県の学校は、本年三月三十一日限りでその指定の根拠が失われるが、これらの学校はなお依然としてへき地性が残っているため、今後の教職員人事行政上、へき地教育振興法の目的とする教育の機会均等の趣旨に基づく教育振興に支障を来す結果ともなる。

第三七八号 昭和四十一年一月十九日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市今泉町一四二蓮 田美香外三十六名

紹介議員 田村 賢作君

「なぎなた」を中学校以上の女子に正課として採用されたい。

理由

一、戦前には、小学校五年以上の体育教材に男子は剣道、女子は「なぎなた」を正課として指導し、人間形成の上に多大の効果をあげた。

二、剣道が男子の格技として正課教材にとりあ

げられている現在、女子だけが放置されているのは男女共学の均衡上、まことに残念である。
三、最近女子生徒で剣道を習う者が増加しているが、みな口をそろえて「きびしい修練と格技のおもしろさは他の女子スポーツにないから」と言っているので、女子にも格技形式のものを当然とり入れるべきである。

四、「なぎなた」には、対人関係から生ずる情緒の安定、修練のきびしさからつかむ人生観、全身運動による優雅な姿勢をつくるなど多くの特長がある。

第三七九号 昭和四十一年一月十九日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 茨城県水戸市田見小路六〇四 小沢武外八名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四〇九号 昭和四十一年一月二十日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 東京都世田谷区世田谷三ノ二、四五六 武藤秀三外三十六名

紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四一〇号 昭和四十一年一月二十日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市大曾町一四 水沼義恵外三十五名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四一一号 昭和四十一年一月二十日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 富山市舟橋南町九ノ一 高辻みさを外三十五名

紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四一二号 昭和四十一年一月二十日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 大阪府吹田市千里山一七 岩野次郎外三十六名

紹介議員 中山 福藏君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四一三号 昭和四十一年一月二十日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 奈良市杉ヶ町五一 貝辻義知外三十六名

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四一四号 昭和四十一年一月二十日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 香川県善通寺市生野町一、四六九ノ一 奥村武雄外八十名

紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四一五号 昭和四十一年一月二十日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願(三通)
請願者 岡山市川崎町六三 杉本昌太外二百六十五名

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四一六号 昭和四十一年一月二十四日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 徳島県名西郡石井町王子通 西村一外三十五名

紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四一七号 昭和四十一年一月二十四日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 高知市横浜一三 山内慎子外三十

五名
紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四一八号 昭和四十一年一月二十四日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 高知市本町筋四〇 藤本楠子外三十五名

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四一九号 昭和四十一年一月二十四日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 愛媛県松山市春日町一ノ四 山本キヨヲ外七十二名

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四二〇号 昭和四十一年一月二十四日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 札幌市南五条西五丁目 千賀君代外三十六名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四二八号 昭和四十一年一月二十四日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 宮城県仙台市長町字南町四二 畑惣一郎外三十五名

紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四二九号 昭和四十一年一月二十四日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願(三通)
請願者 秋田市寺内字將軍野四区 吉田ウメ外七十一名

紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四三〇号 昭和四十一年一月二十四日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 東京都品川区小山五ノ二四ノ五 東与子外三十五名

紹介議員 天坊 裕彦君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四三一号 昭和四十一年一月二十四日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 名古屋市中山区小幡字西新 後藤鉦二外三十六名

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四三二号 昭和四十一年一月二十四日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 名古屋市中区和区西畑町三九 林豊法外三十五名

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四三三号 昭和四十一年一月二十四日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 名古屋市中区松山町二 高橋国光外三十六名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四三四号 昭和四十一年一月二十四日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 福井県勝山市下元禄八ノ二 岩田豊子外三十五名

紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四三五号 昭和四十一年一月二十四日受理
「なぎなた」正課教材採択に関する請願
請願者 福井県坂井郡丸岡町本町二ノ四 岩田八郎外三十六名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四三六号 昭和四十一年一月二十四日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 京都市左京区岡崎南御所町一八

奥山栄外百四十六名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四三七号 昭和四十一年一月二十四日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 大阪府豊中市桜塚本通五ノ三八

和崎嘉之外三十五名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四三八号 昭和四十一年一月二十四日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 大阪府北区空心中町一ノ六〇 徳永

義雄外三十六名

紹介議員 玉置 和郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四三九号 昭和四十一年一月二十四日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 神戸市東灘区住吉町恋野 島田喜

一郎外三十六名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四四〇号 昭和四十一年一月二十四日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市伊丹字桜崎五二ノ一

脇門孝行外三十六名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四四一号 昭和四十一年一月二十四日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 山口県岩国市向今津 北風明德外

十八名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四四二号 昭和四十一年一月二十四日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(四通)

請願者 山口県岩国市大字錦見一、一四九

武氏トヨ子外二百四十四名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四四三号 昭和四十一年一月二十四日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 大分市生石 田中山太郎外七十三名

紹介議員 村上 春蔵君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四四四号 昭和四十一年一月二十四日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡鹿北町一、三九〇

中満三九外七十二名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四四五号 昭和四十一年一月二十四日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 長崎県福江市福江町八一四 貞方

八兵衛外五百三十四名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四四六号 昭和四十一年一月二十四日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 名古屋市中区光音寺二ノ一、九〇

七 安田政次郎外三十六名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四七三三号 昭和四十一年一月二十五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 岡山県浅口郡金光町 大島寿子外

三十六名

紹介議員 木村 陸男君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四七四号 昭和四十一年一月二十五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(四通)

請願者 福岡市六本松二ノ一三ノ九 片岡

春雄外百四十九名

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四七五号 昭和四十一年一月二十五日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願(四通)

請願者 鹿児島県川辺郡川辺町宮二 金田

進外二百九十七名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第五二七号 昭和四十一年一月二十六日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市旭町一ノ三、五二

〇 鈴木シチ外五十三名

紹介議員 船田 譲君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表北海道学芸大学の項中「北海道学芸大学」を「北海道教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表中「帯広畜産大学」を

畜産学部

帯広畜産大学

北見工業大学

畜産学部

工学部

に改め、同表岩手大学の項

中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表福島大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表宇都宮大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表群馬大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表東京学芸大学の項中「学芸学部」に改め、同表横浜国立大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表福井大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表山梨大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表信州大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表岐阜大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表愛知学芸大学の項中「愛知学芸大学」を「愛知教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表三重大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表滋賀大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表京都学芸大学の項中「京都学芸大学」を「京都教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表奈良学芸大学の項中「奈良学芸大学」を「奈良教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表和歌山大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表鳥取大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表徳島大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表香川大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表福岡学芸大学の項中「福岡学芸大学」を「福岡教育大学」に、「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表佐賀大学の項中

する請願（第五七六号）（第五七七号）（第六四

方公共団体に対する財源を国で完全に措置す

請願者 北海道空知郡栗沢町越前三〇 内

である。

野田 文子外三十六名

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第六〇九号 昭和四十一年一月二十九日受理

「なぎなた」正課教材採択に関する請願

請願者 茨城県水戸市大町五四五ノ一 岩上妙子外五十名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第七一三三号 昭和四十一年二月二日受理

「なぎなた」正課教材採択に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市悠紀町五二六 白鳥美代子外百十九名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第七一五五号 昭和四十一年二月三日受理

「なぎなた」正課教材採択に関する請願

請願者 徳島市富田橋七ノ一七 島谷敏男外三十六名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第七一八八号 昭和四十一年二月三日受理

「なぎなた」正課教材採択に関する請願

請願者 茨城県水戸市見和町二五五 石原朝雄外四十八名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第五四七号 昭和四十一年一月二十八日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 静岡県焼津市小川一、二七〇ノ三 甲賀一之

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四八号 昭和四十一年一月二十八日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 愛知県稲沢市堀之内町八二三 八木忠道

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四九号 昭和四十一年一月二十八日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 千葉県木更津市新田二〇 倉起綱子

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五五〇号 昭和四十一年一月二十八日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 広島市已斐東中町一三二 和田津善

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五五一号 昭和四十一年一月二十八日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 愛知県刈谷市元町 鈴木一夫

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五五二号 昭和四十一年一月二十八日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 愛知県刈谷市大字逢見字中西一八 一 塚崎 末則

紹介議員 成瀬 橋治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六一九号 昭和四十一年一月三十一日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 千葉県館山市北条一、一二二 渡辺正己

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六二〇号 昭和四十一年一月三十一日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願

請願者 大阪府河内長野市木戸町六七七ノ一 徳田秀夫

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六二二号 昭和四十一年一月三十一日受理

へき地教育振興法の一部改正に関する請願(二通)

請願者 北海道函館市内湯町二五 三沢誠一郎外一名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五五三三号 昭和四十一年一月二十八日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 千葉県佐倉市弥勒町 大槻久代

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五五四号 昭和四十一年一月二十八日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 新潟県小千谷市土川七一九 石坂利一

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五五五号 昭和四十一年一月二十八日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 新潟県新潟市新町一、四二一 明間倉一

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五五六号 昭和四十一年一月二十八日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 岡山県勝田郡奈義町行方 鷺田重郎

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六二二二号 昭和四十一年一月三十一日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 愛知県刈谷市大字逢見字中西一八 一 塚崎 末則

紹介議員 成瀬 橋治君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六二三三号 昭和四十一年一月三十一日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 岡山県和気郡備前町佐山 今脇八重子

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六二四四号 昭和四十一年一月三十一日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六二五五号 昭和四十一年一月三十一日受理

学校警備員の設置に関する請願

請願者 愛知県稲沢市堀之内町八二三 八木忠道

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六二六六号 昭和四十一年一月三十一日受理

学校警備員の設置に関する請願(二通)

請願者 愛知県刈谷市元町 鈴木一夫外一名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第六六八八号 昭和四十一年二月一日受理

学校警備員の設置に関する請願

紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五五七号 昭和四十一年一月二十八日受理
義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願
請願者 名古屋市瑞穂区居見町一ノ二一
渡辺直子
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五五八号 昭和四十一年一月二十八日受理
義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願
請願者 岡山県和気郡備前町佐山 今陽八
重子
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五五九号 昭和四十一年一月二十八日受理
義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願
請願者 神戸市兵庫区熊野町五ノ一七 池
田稔
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六二七号 昭和四十一年一月三十一日受理
義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願
請願者 新潟県小千谷市土川七一九 石坂
利一
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六二八号 昭和四十一年一月三十一日受理
義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願
請願者 北海道帯広市西九条南一四丁目
青柳勝雄
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六二九号 昭和四十一年一月三十一日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願
請願者 愛知県刈谷市大字逢見字中西一八
ノ一 塚崎末則
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六八四号 昭和四十一年二月二日受理
義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願
請願者 北海道函館市市場町二五 三沢誠
一郎
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六八五号 昭和四十一年二月二日受理
義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願
請願者 千葉県木更津市新田二〇 倉起綱
子
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六八六号 昭和四十一年二月二日受理
義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願
請願者 名古屋市中区和区滝子通二ノ二 小
沢豊子
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六八七号 昭和四十一年二月二日受理
義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願
請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町日の
出町六三ノ二 犬飼武
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六八八号 昭和四十一年二月二日受理
義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願
請願者 岡山県浅口市郡鴨方町地頭上七一
石井秀昭
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六八九号 昭和四十一年二月二日受理
義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願
請願者 岡山県吉田郡加茂町塔中 万代恒
一
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五六〇号 昭和四十一年一月二十八日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 静岡県焼津市一、二七〇ノ三 甲
賀一之
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五六一号 昭和四十一年一月二十八日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 千葉県館山市北条一、一二二 渡
辺正己
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五六二号 昭和四十一年一月二十八日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 名古屋市中区和区滝子通二ノ二 小
沢豊子
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五六三号 昭和四十一年一月二十八日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 福島県平市中神谷字細田四四 山
崎浩司
紹介議員 大河原一孝君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五六四号 昭和四十一年一月二十八日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 岡山県勝田郡奈義町行方 鷺田重
郎
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六三〇号 昭和四十一年一月三十一日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 広島市己斐東中町一三二 和田津
善
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六三一号 昭和四十一年一月三十一日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 岡山県浅口市郡鴨方町地頭上七一
石井秀昭
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六三二号 昭和四十一年一月三十一日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 岡山県吉田郡加茂町塔中 万代恒
一
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六三三号 昭和四十一年一月三十一日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 愛知県刈谷市大字逢見字中西一八
ノ一 塚崎末則

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六三四号 昭和四十一年一月三十一日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 愛知県刈谷市元町 鈴木一夫

紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六九〇号 昭和四十一年二月二日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 千葉県木更津市新田二〇 倉起絹子

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六九一号 昭和四十一年二月二日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 愛知県稲沢市堀之内町八二三 八木忠造

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六九二号 昭和四十一年二月二日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町の出町六三ノ二 大銅武

紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六九三号 昭和四十一年二月二日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 岡山県和気郡備前町佐山 今脇八重子

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六九四号 昭和四十一年二月二日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 岡山県津山市野介代八一〇ノ二 森定貞雄

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第六九五号 昭和四十一年二月二日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 大分市城南団地 藤川雄三

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第五六五号 昭和四十一年一月二十八日受理

「養護教諭必置等に関する請願」
請願者 千葉県木更津市新田二〇 倉起絹子

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第五六六号 昭和四十一年一月二十八日受理

「養護教諭必置等に関する請願」
請願者 新潟県新潟市新町一、四二二 明間倉一

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第五六七号 昭和四十一年一月二十八日受理

「養護教諭必置等に関する請願」
請願者 長崎市入船町 森安勝
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

養護教諭必置等に関する請願
請願者 広島市已斐東中町一三二 和田津善

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第五六九号 昭和四十一年一月二十八日受理

「養護教諭必置等に関する請願(二通)」
請願者 名古屋瑞穂区岳見町一ノ二二 渡辺直子外一名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第六六九号 昭和四十一年二月一日受理

「養護教諭必置等に関する請願(二通)」
請願者 北海道帯広市西九条南一四丁目 青柳勝雄外一名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第五七〇号 昭和四十一年一月二十八日受理

「幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願」
請願者 福島県平市中神谷字細田四四 山崎浩司

紹介議員 大河原一君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第五七一号 昭和四十一年一月二十八日受理

「幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願」
請願者 岡山県勝田郡奈義町行方 鷺田重郎

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第六三六号 昭和四十一年一月三十一日受理
「幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願(二通)」
請願者 千葉県佐倉市弥勒町 大槻久代外一名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第六七〇号 昭和四十一年二月一日受理

「幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願」
請願者 長崎市入船町 森安勝
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第六九六号 昭和四十一年二月二日受理

「幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願」
請願者 千葉県館山市北条一、一二二 渡辺正己

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第六九七号 昭和四十一年二月二日受理

「幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願」
請願者 大阪府堺市鳳東町三一ノ二五七 浅井良三

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第六九八号 昭和四十一年二月二日受理

「幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願(二通)」
請願者 岡山県浅口市郡鴨方町地頭上七二一 石井秀昭外一名

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第六九九号 昭和四十一年二月二日受理

「幼稚園教員の給与国庫負担に関する請願(二通)」
請願者 岡山県吉田郡加茂町塔中 万代恒

一外一名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第五七二号 昭和四十一年一月二十八日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 大阪府吹田市金田町二三ノ一二 岸本昇
紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第五七三号 昭和四十一年一月二十八日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 長崎市入船町 森安勝
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第五七四号 昭和四十一年一月二十八日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 神戸市兵庫区熊野町五ノ一七 池田稔
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第五七五号 昭和四十一年一月二十八日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 北海道函館市市場町二五 三沢誠一郎外一名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第六三七号 昭和四十一年一月三十一日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 岡山県浅口郡鴨方町地頭上七一 石井秀昭
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第六三八号 昭和四十一年一月三十一日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 名古屋市瑞穂区岳見町一ノ二一 渡辺直子
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第六三九号 昭和四十一年一月三十一日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 名古屋市昭和区滝子通二ノ二 小沢豊子
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第六四〇号 昭和四十一年一月三十一日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 愛知県西春日井郡西枇杷島町の出町六三ノ二 大飼武外一名
紹介議員 野々山 一三君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第六四四号 昭和四十一年一月三十一日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 北海道函館市市場町二五 三沢誠一郎
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五七七号 昭和四十一年一月二十八日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 神戸市兵庫区熊野町五ノ一七 池田稔
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第六四二号 昭和四十一年一月三十一日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 千葉県佐倉市赤堀町 大槻久代
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第六四三号 昭和四十一年一月三十一日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 大阪府河内市吉田九二五 伊ヶ崎淑彦
紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第六四四号 昭和四十一年一月三十一日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 大分市城南団地 藤川雄三
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五七八号 昭和四十一年一月二十八日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 岡山県浅口郡鴨方町地頭上七一 石井秀昭
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第五七九号 昭和四十一年一月二十八日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 名古屋市昭和区滝子通二ノ二 小沢豊子
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第五八〇号 昭和四十一年一月二十八日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 岡山県勝田郡茶臼山町行方 鷺田重郎
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四五号 昭和四十一年一月三十一日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 大分市城南団地 藤川雄三
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四六号 昭和四十一年一月三十一日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 神戸市兵庫区熊野町五ノ一七 池田稔
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四七号 昭和四十一年一月三十一日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 北海道函館市市場町二五 三沢誠一郎
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四八号 昭和四十一年一月三十一日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 北海道函館市市場町二五 三沢誠一郎
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四九号 昭和四十一年一月三十一日受理
「学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 北海道函館市市場町二五 三沢誠一郎
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

教職員の研修手当支給制度確立に関する請願

請願者 長崎市入船町 森安勝

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四八号 昭和四十一年一月三十一日受理

教職員の研修手当支給制度確立に関する請願

請願者 大阪市東住吉区平野西之町二一

桜井つた江

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六四九号 昭和四十一年一月三十一日受理

教職員の研修手当支給制度確立に関する請願(二通)

請願者 岡山県津山市野介代八〇ノ二一

森定員雄外一名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六五〇号 昭和四十一年一月三十一日受理

教職員の研修手当支給制度確立に関する請願(二通)

請願者 千葉県木更津市新田二〇 倉起絹

子外一名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第五八一号 昭和四十一年一月二十八日受理

高等学校のすしめ解消と教職員定数の増員に関する請願

請願者 静岡県焼津市小川一、二七〇ノ三

甲賀一之

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五八二号 昭和四十一年一月二十八日受理

高等学校のすしめ解消と教職員定数の増員に関する請願

請願者 新潟県新津市新町一、四二一 明

間倉一

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

請願者 新潟県新津市新町一、四二一 明

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五八三号 昭和四十一年一月二十八日受理

高等学校のすしめ解消と教職員定数の増員に関する請願(二通)

請願者 岡山県浅口郡鳴方町地頭上七一一

石井秀昭外一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第六五一号 昭和四十一年一月三十一日受理

高等学校のすしめ解消と教職員定数の増員に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区岳見町一ノ二一

渡辺直子

紹介議員 成瀬 晴治君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第六五二号 昭和四十一年一月三十一日受理

高等学校のすしめ解消と教職員定数の増員に関する請願

請願者 名古屋市昭和区滝子通二ノ二 小

沢豊子

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五八四号 昭和四十一年一月二十八日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 広島市己斐東中町一三二 和田津

蔭

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五八五号 昭和四十一年一月二十八日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 静岡県焼津市小川一、二七〇ノ三

甲賀一之

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

請願者 静岡県焼津市小川一、二七〇ノ三

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五八六号 昭和四十一年一月二十八日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区熊野町五ノ一七 池

田稔

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五八七号 昭和四十一年一月二十八日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 新潟県小千谷市土川七一九 石坂

利一

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五八八号 昭和四十一年一月二十八日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 新潟県新津市新町一、四二一 明

間倉一

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五八九号 昭和四十一年一月二十八日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願(二通)

請願者 愛知県刈谷市元町 鈴木一夫

野々山一三君

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五九〇号 昭和四十一年一月二十八日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願(二通)

請願者 愛知県刈谷市大字逢見字中西一八

ノ一 塚崎末則外一名

紹介議員 成瀬 晴治君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

請願者 愛知県刈谷市大字逢見字中西一八

紹介議員 成瀬 晴治君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第六五三三号 昭和四十一年一月三十一日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市宇頭町下山田二ノ五

平岩善明

紹介議員 成瀬 晴治君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第六五四号 昭和四十一年一月三十一日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 福岡県宗像郡津屋崎町在目 上妻

正章

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第六五五号 昭和四十一年一月三十一日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願(二通)

請願者 岡山県和気郡備前町佐山 今脇八

重子外一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七〇〇号 昭和四十一年二月二日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 北海道夕張市鹿島緑ヶ丘 古山二

郎

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七〇一号 昭和四十一年二月二日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願

請願者 北海道夕張市鹿島緑ヶ丘 古山二

郎

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

請願者 岩手県東磐井郡千厩町千厩字久保
田五八 横田忠司
紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七〇二号 昭和四十一年二月二日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 福島県常磐市市立湯本第三中学校
内 千葉幸志
紹介議員 大河原一吉君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七〇三号 昭和四十一年二月二日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 福島県平市権現塚二九ノ二 松崎 忠
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七〇四号 昭和四十一年二月二日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 群馬県高崎市宮元町九六 剣持猛
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七〇五号 昭和四十一年二月二日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 茨城県下館市甲四三七 宇都木陽三
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七〇六号 昭和四十一年二月二日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 茨城県水戸市千波町六〇四ノ一 平根秀雄
紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七〇七号 昭和四十一年二月二日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 千葉県館山市北条一、一二二 渡辺正己
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七〇八号 昭和四十一年二月二日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 長野県下伊那郡阿南町富草三、一六三 前島栄一
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七〇九号 昭和四十一年二月二日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 長野県南安曇郡穂高町大字有明 降旗寿一郎
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七一〇号 昭和四十一年二月二日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 三重県安芸郡河芸町大蔵園 八木 和子
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七一二号 昭和四十一年二月二日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願(二通)
請願者 群馬県碓氷郡松井田町四一四 西村尚外一名
紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第六〇六号 昭和四十一年一月二十九日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(三通)
請願者 岡山市伊福町四ノ三ノ九二岡山県立岡山工業高等学校内 大島藏雄 外二名
紹介議員 秋山 長造君
学校図書館法を改正し、左記事項の実現を図るよう強く要望する。
一、学校図書館法附則第二項を削除して第五条の定めによる司書教諭を即時発令するとともに、司書教諭養成上の不備を改めること。
二、学校司書という専門的な職制を法制化し、学校図書館に勤務する事務職員の身分の確立と安定を図ること。

第六一三号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(七通)
請願者 静岡市国吉田一、一二一ノ三市立東豊田中学校内 天野恭作外六名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六一七号 昭和四十一年一月二十九日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(六通)
請願者 茨城県常陸太田市亀作町五二五常陸太田市立世矢小学校内 桜井右外五名
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六一二号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(二通)
請願者 埼玉県深谷市西島八五九県立寄居高等学校内 小谷野藤寿外一名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六一八号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願
請願者 札幌市北一八条西二丁目市立北辰中学校内 新谷恒蔵外三名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六五八号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願
請願者 札幌市北一八条西二丁目市立北辰中学校内 新谷恒蔵外三名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六五八号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願
請願者 札幌市北一八条西二丁目市立北辰中学校内 新谷恒蔵外三名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六五八号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願
請願者 札幌市北一八条西二丁目市立北辰中学校内 新谷恒蔵外三名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六五八号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願
請願者 札幌市北一八条西二丁目市立北辰中学校内 新谷恒蔵外三名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

この状態をすみやかに根本的に解決されるよう、十数年間も要望し続けているが、いまだに放置されている。

第六〇七号 昭和四十一年一月二十九日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(六通)
請願者 茨城県常陸太田市亀作町五二五常陸太田市立世矢小学校内 桜井右外五名
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六一二号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(二通)
請願者 埼玉県深谷市西島八五九県立寄居高等学校内 小谷野藤寿外一名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六一三号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(七通)
請願者 静岡市国吉田一、一二一ノ三市立東豊田中学校内 天野恭作外六名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六一七号 昭和四十一年一月二十九日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(六通)
請願者 茨城県常陸太田市亀作町五二五常陸太田市立世矢小学校内 桜井右外五名
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六一二号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(二通)
請願者 埼玉県深谷市西島八五九県立寄居高等学校内 小谷野藤寿外一名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六一八号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願
請願者 札幌市北一八条西二丁目市立北辰中学校内 新谷恒蔵外三名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六五八号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願
請願者 札幌市北一八条西二丁目市立北辰中学校内 新谷恒蔵外三名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六五八号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願
請願者 札幌市北一八条西二丁目市立北辰中学校内 新谷恒蔵外三名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六五八号 昭和四十一年一月三十一日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願
請願者 札幌市北一八条西二丁目市立北辰中学校内 新谷恒蔵外三名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

関する請願(三通)

請願者 岡山市東島田町二ノ三ノ三五市立
桑田中学校内 神原利一外二名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六六五号 昭和四十一年二月一日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(十一通)

請願者 山口県豊浦郡豊北町滝部一、〇一
四 大津不二也外十名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六六六号 昭和四十一年二月一日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(二通)

請願者 岩手県西磐井郡平泉町倉町平泉地
区学校図書館協議会内 阿部文吉
外一名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六六七号 昭和四十一年二月一日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願

請願者 長崎市銭座小学校内長崎県学校図
書館事務局内 萩原繁

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六七四号 昭和四十一年二月一日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願

請願者 栃木県宇都宮市鶴田町三、四三六
栃木県立宇都宮高等学校内 岩倉
国治

紹介議員 船田 讓君

この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六部 文教委員会会議録第三号 昭和四十一年二月十五日【参議院】

第七一六号 昭和四十一年二月三日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(三通)

請願者 福島県伊達郡伊達町字千供田二六
菅野南外二名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第七一九号 昭和四十一年二月三日受理

司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(十通)

請願者 栃木県宇都宮市西大寛二ノ一ノ三
金子繁夫外九名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第六〇六号と同じである。

第六七五号 昭和四十一年二月一日受理

産業教育手当支給範囲拡大に関する請願

請願者 三重県松阪市殿町三重県立松阪工
業高等学校内 丸山正夫外二十三
名

紹介議員 斎藤 昇君

現在、農林、水産、工業、商船課程をおく国
立、公立高等学校の専門教科担当の教員にのみ産
業教育手当が支給されているが、産業界が要望す
る優秀な技術者を養成するために技術教育の全
体として基礎教科がきわめて重要であり、これな
くして真の目的は達せられない。しかるに、同一
学校において等しく産業教育に従事し、仕事の内
容にも軽重のない基礎教育を担当するもののみ
が、その待遇から除外され、いまだ何等の待遇措
置も講ぜられていない。このことは、学校の運
営、管理並びに優秀な基礎教科担当教員の確保に

一大障害を呈している。産業教育の目的とその向
上発展の見地から、技術教育に従事する教職員全
員が、その恩恵に浴し、揺くことのない教育指導
の確立を期する必要がある。

第七一七号 昭和四十一年二月三日受理

産業教育手当支給範囲拡大に関する請願

請願者 大阪市生野区南生野三ノ四一 西
野茂

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第七一四号 昭和四十一年二月二日受理

幼児教育振興のため幼稚園教育を義務制とするの
請願

請願者 兵庫県竜野市竜野町富永揖庵公立
幼稚園育友会連絡協議会内 鹿島
輝雄外九千三百三十二名

紹介議員 青田源太郎君

幼稚園教育を早急に義務制とし、小、中学校教員
と同様その教員給与を国費、県費支弁にして大切
な幼児教育の振興を期せられたい。

理由

一、教育は教師に人をうることに肝要であり、幼
児教育においても教育の待遇を改善し優秀な人
材を確保することがとりもなおさず幼児教育振
興に大きなプラスとなる。

二、現在市町村費で支弁されている幼稚園教員の
給与は、市町村の財政に左右され、財政豊かな
市町村では小、中学校教員よりはるかに上位で
あるが、財政貧困な市町村では気の毒なくらい
給与が低い。

三、同じ学歴、同じ経験年数でありながらこのよ
うな格差のあるのは全く不合理である。

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。

一、国立劇場法案

国立劇場法案

国立劇場法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 役員及び職員(第七條—第十六条)

第三章 評議員会(第十七條—第十八条)

第四章 業務(第十九條—第二十一条)

第五章 財務及び会計(第二十二條—第三十二
条)

第六章 監督(第三十三條—第三十四条)

第七章 雑則(第三十五條—第三十七条)

第八章 罰則(第三十八條—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 国立劇場は、わが国古来の伝統的な芸能
(第十九條第一項において「伝統芸能」という。)
の公開、伝承者の養成、調査研究等を行ない、
その保存及び振興を図り、もつて文化の向上に
寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 国立劇場は、法人とする。

(事務所)

第三条 国立劇場は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第四条 政府は、別表に掲げる不動産及び政令で
定めるその他の財産を出資するものとする。

2 前項の規定による政府の出資があつたとき
は、同項の財産の価格の合計額に相当する金額
をもつて国立劇場の資本金とする。

3 政府は、必要があると認めるときは、国立劇
場に追加して出資することができる。

4 国立劇場は、前項の規定による政府の出資が
あつたときは、その出資額により資本金を増加
するものとする。

5 政府は、第三項の規定により国立劇場に出資
するときは、金銭以外の財産を出資の目的とす
ることができる。

6 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価

格は、出資の日現在における時価を基準として
評価委員が評価した価格とする。

7 評価委員その他前項に規定する評価に関し必
要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五條 国立劇場は、政令で定めるところによ
り、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事
項は、登記の後でなければ、これをもつて第三
者に対抗することができない。

(民法の準用)

第六條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四
十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法
人の住所)の規定は、国立劇場について準用す
る。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七條 国立劇場に、役員として、会長一人、理
事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置
く。

(役員の職務及び権限)

第八條 会長は、国立劇場を代表し、その業務を
総理する。

2 理事長は、国立劇場を代表し、会長の定める
ところにより、会長を補佐して国立劇場の業務
を掌理し、会長に事故があるときはその職務を
代理し、会長が欠員のときはその職務を行な
う。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及
び理事長を補佐して国立劇場の業務を掌理し、
会長及び理事長とともに事故があるときはその
職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員の
ときはその職務を行なう。

4 監事は、国立劇場の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると
認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出
することができる。

(役員(の任命))

第九條 役員は、文部大臣が任命する。

(役員の任期)

第十條 役員の任期は、二年とする。ただし、補
欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員(の欠格事項))

第十一條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤
の者を除く)は、役員となることができない。

(役員(の解任))

第十二條 文部大臣は、役員が前条の規定に該当
するに至つたときは、その役員を解任しなけれ
ばならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当する
とき、その他役員たるに適しないと認めるとき
は、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと
認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員(の兼職禁止))

第十三條 役員は、営利を目的とする団体の役員
となり、又は自ら営利事業に従事してはならな
い。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、
この限りでない。

(代表権(の制限))

第十四條 国立劇場と会長又は理事長との利益が
相反する事項については、これらの者は、代表
権を有しない。この場合には、監事が国立劇場
を代表する。

(職員(の任命))

第十五條 国立劇場の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六條 国立劇場の役員及び職員は、刑法(明
治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用
については、法令により公務に従事する職員と
みなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十七條 国立劇場に、評議員会を置く。

2 評議員会は、二十人以内の評議員で組織す
る。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ、国立劇場の
業務の運営に関する重要事項を審議する。

(評議員)

第十八條 評議員は、国立劇場の業務の適正な運
営に必要な学識経験を有する者のうちから、文
部大臣が任命する。

2 第十條及び第十二條第二項の規定は、評議員
について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十九條 国立劇場は、第一条の目的を達成する
ため、次の業務を行なう。

一 劇場施設(伝統芸能の公開のための施設を
いう)を設置し、伝統芸能の公開を行なうこ
と。

二 その設置する施設において伝統芸能の伝承
者を養成すること。

三 伝統芸能に関して調査研究を行ない、並び
に資料を収集し、及び利用に供すること。

四 第一号の劇場施設を伝統芸能の保存又は振
興を目的とする事業の利用に供すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 国立劇場は、前項の業務を行なうほか、第一
条の目的の達成に支障のない限り、前項第一号
の劇場施設を一般の利用に供することができる。

(業務方法書)

第二十條 国立劇場は、業務の開始の際、業務方
法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければ
ならない。これに変更しようとするときも、同
様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部
省令で定める。

(専門委員)

第二十一條 国立劇場に、第十九條第一項の業務
に関する専門の事項について調査審議させるた
め、専門委員を置くことができる。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二條 国立劇場の事業年度は、毎年四月一
日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十三條 国立劇場は、毎事業年度、事業計
画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度
の開始前に、文部大臣の認可を受けなければな
らない。これに重要な変更を加えようとするこ
とも、同様とする。

(決算)

第二十四條 国立劇場は、毎事業年度の決算を翌
年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十五條 国立劇場は、毎事業年度、財産目
録、貸借対照表及び損益計算書(次項において
「財務諸表」という)を作成し、これに予算の区
分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意
見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に
提出し、その承認を受けなければならない。

2 国立劇場は、前項の規定による文部大臣の承
認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなけ
ればならない。

(利益及び損失の処理)

第二十六條 国立劇場は、毎事業年度、損益計算
において利益を生じたときは、前事業年度から
繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは
は、その残余の額は、積立金として整理しなけ
ればならない。

2 国立劇場は、毎事業年度、損益計算において
損失を生じたときは、前項の規定による積立金
を減額して整理し、なお不足があるときは、そ
の不足額は、繰越欠損金として整理しなければ
ならない。

(借入金)

第二十七條 国立劇場は、文部大臣の認可を受け
て、長期借入金又は短期借入金をすることがで
きる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年
度内に償還しなければならない。ただし、資金

の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(償還計画)
第二十八條 国立劇場は、毎事業年度、長期借入金金の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)
第二十九條 国立劇場は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)
第三十條 国立劇場は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十一條 国立劇場は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)
第三十二條 この法律に規定するもののほか、国立劇場の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督
(監督)
第三十三條 国立劇場は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国立劇場に対して、その

業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 文部大臣は、国立劇場の健全な運営が図られるよう配慮しなければならない。

(報告及び検査)
第三十四條 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国立劇場に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に国立劇場の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雜則
(解散)
第三十五條 国立劇場の解散については、別に法律で定める。

(文化財保護委員會の権限)
第三十六條 この法律に規定する文部大臣の権限のうち政令で定めるものは、文化財保護委員會に行なわせるものとする。

(大蔵大臣との協議)
第三十七條 文部大臣及び文化財保護委員會は、この法律に基づき次の権限を行なう場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。この場合において、文化財保護委員會がその権限を行なうときは、文部大臣を通じてその協議をするものとする。

一 第二十条第一項、第二十三条、第二十七条第一項若しくは第二項ただし書、第二十八条又は第三十条の規定による認可
二 第二十五条第一項又は第三十一条の規定による承認
三 第二十条第二項、第三十条又は第三十二条の文部省令の制定

四 第二十九條第一号の規定による指定
第八章 罰則
(罰則)
第三十八條 第三十四条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした国立劇場の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした国立劇場の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
三 第十九條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
四 第二十九條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
五 第三十三條第二項に規定する命令に違反したとき。

附 則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(国立劇場の設立)
第二條 文部大臣は、国立劇場の会長、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長、理事又は監事となるべき者は、国立劇場の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三條 文部大臣は、設立委員を命じて、国立劇場の設立に關する事務を処理させる。
2 設立委員は、国立劇場の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 国立劇場は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)
第六條 国立劇場の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

第七條 国立劇場の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「国立劇場の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)
第八條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「オリニピック記念青少年総合センター」の下に、「国立劇場」を、「オリニピック記念青少年総合センター法」の下に、「国立劇場法」を加え、同条第二十八号ノ二の次に次の一号を加える。

二十八ノ三 国立劇場が国立劇場法第十九條第一項第一号乃至第四号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)
第九條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二ノ二中「又ハオリニピック記念青少年総合センター」を、「オリニピック記念青少年総合センター又ハ国立劇場」に改める。

(地方税法の一部改正)
第十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「オリニピック

三二

第六部 文教委員會會議錄第三号 昭和四十一年二月十五日【參議院】

ク記念青少年総合センター」の下に「国立劇場」を加える。

第七十三条の四第一項第十一号中「及び国立教育会館」を「国立教育会館及び国立劇場」に改める。

第三百四十八条第二項第十八号中「及び国立教育会館」を「国立教育会館及び国立劇場」に改める。

(入場税法の一部改正)

第十一条 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「文化財のみを公開する場所」の下に「国立劇場が国立劇場法(昭和四十一年法律第 号)第一条に規定する伝統芸能のみを公開する場所」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表国立競技場の項の次に次のように加える。

国立劇場 第 号	国立劇場法(昭和四十一年法律
-------------	----------------

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表国立競技場の項の次に次のように加える。

国立劇場 第 号	国立劇場法(昭和四十一年法律
-------------	----------------

別表

一 土地

東京都千代田区隼町十三番の一 所在

宅地 三万四千七百八十三平方メートル

二 建物

東京都千代田区隼町十三番の一 所在

鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下二階付

き三階建 一むね

総床面積 二万六千九百八十八・七七平方メートル